

建設環境委員会

令和7年第1回定例会

議案

- 議案第11号 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例
(建築課長)
- 議案第17号 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例 (建築課長)
- 議案第22号 葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例 (住環境整備課長)
- 議案第23号 葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
(道路管理課長)
- 議案第24号 葛飾区立公園条例の一部を改正する条例 (公園課長)
- 議案第25号 葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
(公園課長)
- 議案第26号 葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例
(公園課長)
- 議案第27号 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例
(交通政策課長)
- 議案第38号 特別区道の路線の認定(重複)について (道路管理課長)
- 議案第39号 特別区道の路線の廃止について (道路管理課長)
- 議案第40号 区域をこえての路線の認定の承諾について (道路管理課長)
- 議案第41号 葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について
(道路管理課長)

庶務報告

1 一般

[共通]

- (1) 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画(案)について
(建築課長)

[環境部]

- (1) 製品プラスチックに係るモデル回収の状況等について
(リサイクル清掃課長)

[都市整備部]

- (1) (仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について
(都市計画課長)
- (2) 堀切地区の街づくりについて
(街づくり推進担当課長)
- (3) 分譲マンション管理適正化推進事業の拡充について
(住環境整備課長)
- (4) 空家等対策の拡充について
(住環境整備課長)
- (5) 葛飾区営住宅における入居者募集回数の拡大について
(住環境整備課長)
- (6) 堀切五丁目歩行環境改善の進捗状況について
(道路管理課長)
- (7) 葛飾区橋梁長寿命化修繕計画の更新(案)について
(道路補修課長)
- (8) 都市計画道路補助第138号線及び補助第261号線の都市計画変更について
(道路建設課長)
- (9) 専決処分(契約変更)の報告について
(道路建設課長)
- (10) 柴又川甚まちなみ館及び柴又公園拡張部の指定管理者の公募について
(公園課長)
- (11) 令和6年度主要工事進捗状況について
(道路建設課長)

議案第11号 関係資料
共 通
令和7年3月14日

**葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における
説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例**

環境課
建築課

1 概要

（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）について、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の結果と区の考え方を報告するとともに、これまでの検討結果を踏まえて「葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例」を制定するもの

2 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

【資料1】のとおり

3 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（案）

【資料2】のとおり

4 施行予定期日

令和7年4月1日

（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例の制定に当たり、広く区民の意見を取り入れるため、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施したので、結果を報告するもの

1 閲覧・意見提出期間

令和 6 年 12 月 9 日（月）～令和 7 年 1 月 7 日（火）

2 閲覧資料

（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）

3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6 か所）、区民サービスコーナー（3 か所）、図書館 13 か所（中央館、地域館、地区館）、建築課 計 24 か所
また、区ホームページからも閲覧できるようにした。

4 提出された意見

意見提出者 2 人、意見数 2 件

5 提出されたご意見の内訳

第 2 条 建築士が説明を要する建築物の用途について	1 件
その他	1 件

6 提出された意見と区の考え方

別添のとおり

**（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模
を定める条例（素案）の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方**

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に入っている △：計画・事業の推進に当たって参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2条	住居用途は戸建、共同住宅、分譲、注文、賃貸問わず、説明義務制度の対象でよいと思います。	○	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、説明義務は条例で定める用途・規模の建築物の設計を行うときに、当該建築物へ設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る一定の事項について、建築主に説明しなければならないもので、戸建て住宅や共同住宅の設計を行うときは、分譲、注文、賃貸を問わず説明義務の対象となります。
2	その他	駐車場、回廊の屋根等、できるだけ、太陽光発電システムの設置をお願い致します。特に、公共施設を率先して設置をお願い致します。近隣の環境にも配慮しなくてはなりません、公園など、設置しやすいと思われるので、建築物も同様ですが、基準設定と説明責任をお願い致します。	△	太陽光発電システムの設置を促進するに当たっては、区が率先して公共施設に設置し、区民や事業者等に範を示していく必要があります。そのため、区では公共施設の新築や改築等の際に太陽光発電システムの設置を進めております。今後は、新築・改築以外の施設にも設置を進めていく必要があり、設置場所については築年数や設置可能容量、レジリエンスの観点など様々な要素・基準などを総合的に判断し、決定してまいりたいと考えています。なお、設置の際は十分に周辺環境に配慮した対応や説明を行ってまいります。

(案)

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例

令和 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 63 条第 1 項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第 2 条 法第 63 条第 1 項の条例で定める用途は、法第 20 条第 2 号及び第 3 号に定める建築物以外の用途とする。

(建築士が説明を要する建築物の規模)

第 3 条 法第 63 条第 1 項の条例で定める規模は、建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。）の合計が 10 平方メートルを超える規模とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた建築物の設計について適用する。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

建築課

1 改正の理由

建築基準法等の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、標記条例の一部を改正するもの

2 改正の概要

(1) 建築基準法の改正概要

建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しにより、建築確認・検査における構造規定等の審査・検査対象が、「階数3以上又は延べ面積500㎡超の木造建築物等」から「階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造建築物等」に引き下げられることとなった。

	現行	改正
木造建築物等に係る構造等の安全性審査・検査対象規模	階数3以上又は延べ面積500㎡超	階数2以上又は延べ面積200㎡超

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正概要

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請について、原則全ての新築住宅・非住宅に基準適合を義務付けることとなった。

	現行			改正案	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	→	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

(3) 条例改正の概要

次の法律に基づく事務に係る手数料の額を改めるほか、規定の整備を行う。

ア 建築基準法

建築基準法に基づく事務に係る手数料の額を改める。

(例) 建築物に関する確認申請手数料

(条例 別表第1)

床面積の合計	改正前	改正後
30㎡以内	5,600円	6,900円
30㎡以上 100㎡以内	9,400円	13,000円
100㎡を超え 200㎡以内	14,000円	21,000円
200㎡を超え 500㎡以内	19,000円	25,000円

(1件につき)

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を定める。

(例) 一戸建て住宅における建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る
確認申請の上乗せ手数料の場合

(条例 別表第3)

床面積の合計	改正前	改正後
30㎡以内		2,500円
30㎡以上 100㎡以内		4,700円
100㎡を超え 200㎡以内		7,800円
200㎡を超えるもの		9,400円

(1件につき)

3 新旧対照表

【資料1】のとおり

4 施行予定期日

令和7年4月1日

葛飾区事務手数料条例新旧対照表

現 行					改正案				
○葛飾区事務手数料条例					○葛飾区事務手数料条例				
昭和３３年３月３１日					昭和３３年３月３１日				
(趣旨)					(趣旨)				
第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。					第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。				
(事務手数料を徴収する事務等)					(事務手数料を徴収する事務等)				
第２条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第１から別表第３までのとおりとする。					第２条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第１から別表第３までのとおりとする。				
第３条 から 第１０条まで（略）					第３条 から 第１０条まで（略）				
付 則 （略）					付 則 （略）				
別表第１（第２条関係）					別表第１（第２条関係）				
事務	事務手数料 の名称	種別・単位	額	徴収 時期	事務	事務手数料 の名称	種別・単位	額	徴収 時期
１から７ （略）					１から７ （略）				
８ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第４項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第６条の３第１項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、	確認申請のとき。	８ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第４項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第６条の３第１項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、	確認申請のとき。

付 則
１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

			建築基準法施行令 （昭和２５年政令 第３３８号）第９条 の３の規定による 特定構造計算基準 又は特定増改築構 造計算基準に適合 するかどうかの審 査（以下「特定建築 基準適合審査」とい う。）をする部分が 含まれる場合にお いては、当該部分ご とに８の２の項に 掲げる額の事務手 数料の額を、同法第 ８７条の４に規定 する昇降機に係る 部分が含まれる場 合においては、当該 昇降機１基につい て、９の項又は１０ の項に掲げる事務 手数料の額を加え た額）				建築基準法施行令 （昭和２５年政令 第３３８号）第９条 の３の規定による 特定構造計算基準 若しくは特定増改 築構造計算基準に 適合するかどうか の審査又は建築物 の計画（同法第２０ 条第１項第４号に 掲げる建築物に係 るもののうち、構造 設計一級建築士の 構造設計に基づく もの又は当該建築 物が構造関係規定 に適合することを 構造設計一級建築 士が確認した構造 設計に基づくもの に限る。）が特定構 造計算基準若しく は特定増改築構造 計算基準に適合す るかどうかの審査 （以下これらを「特 定建築基準適合審 査」という。）をす る部分が含まれる 場合においては、当 該部分ごとに８の ２の項に掲げる額 の事務手数料の額 を、同法第８７条の ４に規定する昇降 機に係る部分が含 まれる場合におい
--	--	--	---	--	--	--	---

							ては、当該昇降機1 基について、9の項 又は10の項に掲 げる事務手数料の 額を加えた額)	
		30平方メートル以内のもの 1件につき	<u>5,600円</u>			30平方メートル以内のもの 1件につき	<u>6,900円</u>	
		30平方メートルを超え10 0平方メートル以内のもの1 件につき	<u>9,400円</u>			30平方メートルを超え1 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>13,000円</u>	
		100平方メートルを超え2 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>14,000円</u>			100平方メートルを超え 200平方メートル以内の もの1件につき	<u>21,000円</u>	
		200平方メートルを超え5 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>19,000円</u>			200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの1件につき	<u>25,000円</u>	
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	35,000円			500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	35,000円	
		1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの1件につき	49,000円			1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの1件につき	49,000円	
		2,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの1件につき	146,000円			2,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの1件につき	146,000円	
		10,000平方メートルを 超え50,000平方メー トル以内のもの1件につき	249,000円			10,000平方メートルを 超え50,000平方メー トル以内のもの1件につき	249,000円	
		50,000平方メートルを 超えるもの1件につき	474,000円			50,000平方メートルを 超えるもの1件につき	474,000円	

		ア 建築物を建築する場合 （イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積 イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積					ア 建築物を建築する場合 （イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積 イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積							
8の2から12（略）														
13	建築基準法第7条第4項の規定に基	建築物に関する完了検	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計	次に掲げる額（申請	検査	申請		13	建築基準法第7条第4項の規定に基	建築物に関する完了検	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の	次に掲げる額（申請	検査	申請

づく建築物に関する 完了検査（１６の項 に掲げる場合を除 く。）の申請に対す る審査	査申請手数料	が	7条の4に規定す る昇降機に係る部 分が含まれる場合 においては、当該昇 降機1基について、 14の項又は17 の項に掲げる事務 手数料の額を加え た額)	のと き。	づく建築物に関する 完了検査（１６の項 に掲げる場合を除 く。）の申請に対す る審査	査申請手数料	合計が	7条の4に規定す る昇降機に係る部 分が含まれる場合 においては、当該昇 降機1基について、 14の項又は17 の項に掲げる事務 手数料の額を加え た額)	のと き。
		30平方メートル以内のもの 1件につき	<u>11,000円</u>				30平方メートル以内のもの 1件につき	<u>15,000円</u>	
		30平方メートルを超え10 0平方メートル以内のもの1 件につき	<u>12,000円</u>				30平方メートルを超え1 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>17,000円</u>	
		100平方メートルを超え2 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>16,000円</u>				100平方メートルを超え 200平方メートル以内の もの1件につき	<u>25,000円</u>	
		200平方メートルを超え5 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>23,000円</u>				200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの1件につき	<u>31,000円</u>	
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	37,000円				500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	37,000円	
		1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの1件につき	52,000円				1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの1件につき	52,000円	
		2,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの1件につき	124,000円				2,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの1件につき	124,000円	
		10,000平方メートルを	199,000円				10,000平方メートルを	199,000円	

		超え 50,000 平方メートル以内のもの 1 件につき					超え 50,000 平方メートル以内のもの 1 件につき		
		50,000 平方メートルを超えるもの 1 件につき	396,000 円				50,000 平方メートルを超えるもの 1 件につき	396,000 円	
		ア 建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積					ア 建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積		
		イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積					イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積		
14 から 15 (略)					14 から 15 (略)				
16 建築基準法第 7 条第 4 項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請 (当該申請が同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。17 の項において同じ。) に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額 (申請に建築基準法第 8 条第 4 項に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には、当該昇降機 1 基について、14 の項又は 17 項に掲げる事務手数料の額を加えた額)	検査申請のとき。	16 建築基準法第 7 条第 4 項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請 (当該申請が同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。17 の項において同じ。) に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額 (申請に建築基準法第 8 条第 4 項に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には、当該昇降機 1 基について、14 の項又は 17 項に掲げる事務手数料の額を加えた額)	検査申請のとき。
		30 平方メートル以内のもの 1 件につき	9,900 円				30 平方メートル以内のもの 1 件につき	12,000 円	
		30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 1 件につき	11,000 円				30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 1 件につき	16,000 円	
		100 平方メートルを超え 2	15,000 円				100 平方メートルを超え	23,000 円	

	00平方メートル以内のもの 1件につき			200平方メートル以内の もの1件につき		
	200平方メートルを超え5 00平方メートル以内のもの 1件につき	<u>21,000円</u>		200平方メートルを超え 500平方メートル以内の もの1件につき	<u>29,000円</u>	
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	36,000円		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	36,000円	
	1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの1件につき	49,000円		1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの1件につき	49,000円	
	2,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの1件につき	115,000円		2,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの1件につき	115,000円	
	10,000平方メートルを 超え50,000平方メー トル以内のもの1件につき	186,000円		10,000平方メートルを 超え50,000平方メー トル以内のもの1件につき	186,000円	
	50,000平方メートルを 超えるもの1件につき ア 建築物を建築した場合 （同一敷地内において移転 した場合を除く。）当該建 築に係る部分の床面積 イ 建築物を同一敷地内にお いて移転し、又はその大規 模の修繕若しくは大規模の 模様替をした場合当該移転 又は修繕若しくは模様替に 係る部分の床面積に2分の 1を乗じて得た面積	383,000円		50,000平方メートルを 超えるもの1件につき ア 建築物を建築した場合 （同一敷地内において移 転した場合を除く。）当該 建築に係る部分の床面積 イ 建築物を同一敷地内 において移転し、又はその大 規模の修繕若しくは大規 模の模様替をした場合当 該移転又は修繕若しくは 模様替に係る部分の床面 積に2分の1を乗じて得 た面積	383,000円	
17から21（略）			17から21（略）			

21の2 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに21の3の項に掲げる額の事務手数料の額を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	計画通知のとき。
		30平方メートル以内のもの1件につき	<u>5,600円</u>	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの1件につき	<u>9,400円</u>	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの1件につき	<u>14,000円</u>	
21の2 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに21の3の項に掲げる額の事務手数料の額を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	計画通知のとき。
		30平方メートル以内のもの1件につき	<u>6,900円</u>	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの1件につき	<u>13,000円</u>	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの1件につき	<u>21,000円</u>	
21の2 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに21の3の項に掲げる額の事務手数料の額を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	計画通知のとき。
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>25,000円</u>	

	1 件につき				もの1 件につき			
	5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	3 5, 0 0 0 円			5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	3 5, 0 0 0 円		
	1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	4 9, 0 0 0 円			1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	4 9, 0 0 0 円		
	2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	1 4 6, 0 0 0 円			2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	1 4 6, 0 0 0 円		
	1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	2 4 9, 0 0 0 円			1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内 のもの1 件につき	2 4 9, 0 0 0 円		
	5 0, 0 0 0 平方メートルを超える もの1 件につき ア 建築物を建築する場合 （イに掲げる場合及び同一 敷地内において移転する場 合を除く。）当該建築に係 る部分の床面積 イ 適合することを認められ た建築物の計画の変更をし て建築物を建築する場合 （同一敷地内において移転 する場合を除く。）当該計 画の変更に係る部分の床面 積に2分の1を乗じて得た 面積（床面積の増加する部 分にあつては、当該増加す る部分の床面積） ウ 建築物を同一敷地内に おいて移転し、その大規模 の修繕若しくは大規模の様	4 7 4, 0 0 0 円			5 0, 0 0 0 平方メートルを超える もの1 件につき ア 建築物を建築する場合 （イに掲げる場合及び同 一敷地内において移転す る場合を除く。）当該建築 に係る部分の床面積 イ 適合することを認められ た建築物の計画の変更 をして建築物を建築する 場合（同一敷地内において 移転する場合を除く。）当 該計画の変更に係る部分 の床面積に2分の1を乗 じて得た面積（床面積の増 加する部分にあつては、当 該増加する部分の床面積） ウ 建築物を同一敷地内に おいて移転し、その大規模 の修繕若しくは大規模の	4 7 4, 0 0 0 円		

		替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積				模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積			
		エ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積				エ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積			
21の3から21の7 (略)					21の3から21の7 (略)				
21の8 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（21の11の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築物に関する工事完了通知手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の9の項又は21の12の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	完了通知のとき。	21の8 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（21の11の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築物に関する工事完了通知手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の9の項又は21の12の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	完了通知のとき。
		30平方メートル以内のもの1件につき	<u>11,000円</u>				30平方メートル以内のもの1件につき	<u>15,000円</u>	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの1件につき	<u>12,000円</u>				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの1件につき	<u>17,000円</u>	
		100平方メートルを超え2	<u>16,000円</u>				100平方メートルを超え	<u>25,000円</u>	

	00平方メートル以内のもの 1件につき	
	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき	<u>23,000円</u>
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	37,000円
	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内 のもの1件につき	52,000円
	2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの1件につき	124,000円
	10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内 のもの1件につき	199,000円
	50,000平方メートルを超える もの1件につき ア 建築物を建築した場合 （同一敷地内において移転 した場合を除く。）当該建 築に係る部分の床面積 イ 建築物を同一敷地内にお いて移転し、又はその大規 模の修繕若しくは大規模の 模様替をした場合当該移転 又は修繕若しくは模様替に 係る部分の床面積に2分の 1を乗じて得た面積	396,000円
21の9から21の10（略）		

	200平方メートル以内のもの 1件につき	
	200平方メートルを超え 500平方メートル以内 のもの1件につき	<u>31,000円</u>
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの1件につき	37,000円
	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内 のもの1件につき	52,000円
	2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの1件につき	124,000円
	10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内 のもの1件につき	199,000円
	50,000平方メートルを超える もの1件につき ア 建築物を建築した場合 （同一敷地内において移 転した場合を除く。）当該 建築に係る部分の床面積 イ 建築物を同一敷地内にお いて移転し、又はその大 規模の修繕若しくは大規 模の模様替をした場合当 該移転又は修繕若しくは 模様替に係る部分の床面 積に2分の1を乗じて得 た面積	396,000円
21の9から21の10（略）		

21の11 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。21の12の項において同じ。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の9の項又は21の12の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	完了通知のとき。	21の11 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。21の12の項において同じ。）に対する審査	中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が	次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の9の項又は21の12の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）	完了通知のとき。
		30平方メートル以内のもの1件につき	<u>9,900円</u>				30平方メートル以内のもの1件につき	<u>12,000円</u>	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの1件につき	<u>11,000円</u>				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの1件につき	<u>16,000円</u>	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの1件につき	<u>15,000円</u>				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの1件につき	<u>23,000円</u>	
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの1件につき	<u>21,000円</u>				200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの1件につき	<u>29,000円</u>	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの1件につき	36,000円				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの1件につき	36,000円	
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの1件につき	49,000円				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの1件につき	49,000円	
		2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの1件につき	115,000円				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの1件につき	115,000円	

		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの1件につき	186,000円			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの1件につき	186,000円	
		50,000平方メートルを超えるもの1件につき	383,000円			50,000平方メートルを超えるもの1件につき	383,000円	
		ア 建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積				ア 建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積		
		イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積				イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積		
21の12から142 (略)				21の12から142 (略)				
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)				
事務	名称及び額			徴収時期	事務	名称及び額		
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額(申請に係る計画に特定建築の基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)を加えた額)			認定申請のとき。	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額(申請に係る計画に特定建築の基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)を加えた額)		
1	申請に併せ	(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)	4,700円		1	申請に併せ	(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	5,800円

第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	て区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す	(2)ア	共住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円	
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円	
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円	
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円	
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円	
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円	
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円	
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円	
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円	
				イ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
					共用廊下、階段その他共用部	

[illegible]

書類
が提
出さ
れた
場合

	<u>分を い う。 以下 この 表に おい て同 じ。)</u>	
<u>ウ</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>以内</u> のもの	<u>9,300円</u>
<u>宅</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>を超え</u> 1,000平方メートル <u>以内</u> のもの	<u>16,000円</u>
<u>部分</u>	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル <u>を超え</u> 2,000平方メートル <u>以内</u> のもの	<u>26,000円</u>
<u>戸の</u>	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル <u>を超え</u> 5,000平方メートル <u>以内</u> のもの	<u>80,000円</u>
<u>部分</u>	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル <u>を超え</u> 10,000平方メートル <u>以内</u> のもの	<u>126,000円</u>
<u>及び</u>		
<u>共用</u>		
<u>部分</u>		
<u>の部</u>		
<u>分を</u>		
<u>いう。</u>		
<u>以下</u>		
<u>この</u>		
<u>表に</u>		
<u>おい</u>		
<u>て同</u>		
<u>じ。)</u>		
<u>(3)</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>9,300円</u>
<u>の</u>		
<u>(1)</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>16,000円</u>
<u>及び</u>	<u>建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>26,000円</u>
<u>(2)</u>	<u>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>80,000円</u>
<u>以外</u>		

書類
が提
出さ
れた
場合

<u>イ</u>	非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>未満</u> のもの	<u>11,300円</u>
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>以上</u> 1,000平方メートル <u>未満</u> のもの	<u>19,500円</u>
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル <u>以上</u> 2,000平方メートル <u>未満</u> のもの	<u>31,600円</u>
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル <u>以上</u> 5,000平方メートル <u>未満</u> のもの	<u>94,300円</u>
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル <u>以上</u> 10,000平方メートル <u>未満</u> のもの	<u>149,000円</u>
	<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの</u>	<u>188,000円</u>

		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	126,000 円
2	1 以外 の場 合	(1) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱 の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー 消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告 て住示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合 宅	21,000円
		誘導仕様基準以外による場合	35,000円

2	1 以外 の場 合	(1) 誘導仕様基準（住宅部分 の外壁、窓等を通しての 熱の損失の防止に関する 誘導基準及び一次エネル ギー消費量に関する誘導 基準（令和4年国土交通 省告示第1106号）を いう。以下同じ。）によ る場合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未 満のもの 20,700円
			当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以 上のもの 22,200円
		仕様・計算併用法（住宅 部分の省令第1条第1項 第2号イ（1）の外皮平 均熱貫流率及び冷房期の 平均日射熱取得率（以下 この表において「外皮性 能」という。）を誘導仕 様基準により評価し、住 部分の省令第1条第1項 第1号イの一次エネルギ ー消費量（以下この表に おいて「一次エネルギー 消費量」という。）を省 令第10条第2号ロ（1） の基準により評価する方 法又は住宅部分の外皮性 能を省令第10条第2号 イ（1）の基準により評 価し、一次エネルギー消 費量に係る基準への適合 を誘導仕様基準により評 価する方法をいう。以下 この表並びに別表第3建 築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未 満のもの 30,100円
			当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以 上のもの 33,200円

誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円
	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円

仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円

		一トルを超え10,000平方メートル以内のもの	円
ウ	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円

イ	非住宅部分	モデル建築物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円

[illegible]

に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表 <u>8の2</u> の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）を加えた額			
	第1項	(1) 一戸建て住宅	<u>3,300円</u>	
に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提	共 住戸 同住 住宅等 の部分	(2) ア <u>建築物の総戸数が1戸のもの</u>	<u>3,300円</u>
			<u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u>	<u>6,600円</u>
			<u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	<u>11,000円</u>
			<u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>	<u>19,000円</u>
			<u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	<u>32,000円</u>
			<u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	<u>58,000円</u>
			<u>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>93,000円</u>
			<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>122,000円</u>
			<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u>	<u>134,000円</u>
			イ <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	<u>6,500円</u>
		共用部分	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>11,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>18,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>56,000円</u>

に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表 21の3 の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）を加えた額		
	第1項	(1) 一戸建て住宅	4,100円
に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出	(2) ア 住宅部分 (1) 以外の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			16,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			37,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			66,500円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの
			83,500円

出された場合			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
			ウ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
			宅の当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
			(3) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円
			ー (1) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			び 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
			(2) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
2 1 以外の場合	1 ー 戸建て住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
				15,000円

出された場合					
	イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	132,000円		
2 1 以外の場合	(1) 一戸建て住宅	(1) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	

			誘導仕様基準以外による場合	18,000円
(2)ア	共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	<u>建築物の総戸数が1戸のもの</u> 15,000円 <u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> 27,000円 <u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u> 40,000円 <u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u> 56,000円 <u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u> 85,000円 <u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u> 128,000円 <u>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u> 184,000円 <u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u> 241,000円 <u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u> 278,000円

			ル以上のもの		
	仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
			標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
(2)	ア	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円

誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円

仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	213,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円

イ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円	
共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円	
ウ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円	
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	

		当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	161, 000円
		当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	231, 000円
		当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートルのもの	273, 000円
イ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71, 600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	91, 100円
		当該部分の床面積の合計が1, 000平方メ	119, 000円

			<u>もの</u>	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円

	一トール以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
標準入力 法等による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円

		上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第	び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			は計画通知のと
			1 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	
				当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円	
				当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円	
			2 一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円	
				当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円	
				当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円	
				当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円	
				当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円	
				当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円	

			平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
2	1以外の 場合	(1)	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円
		二	仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ（1）若し	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円
		戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円

くは第10条第2号口(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更

に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の項において同じ。)による場合		
標準計算法	当該住宅の床面積の合計が20	40,200
(省令第10平方メートル未満のもの		円
条第1項第2号イ(1)	当該住宅の床面積の合計が20	44,900
及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。建	0平方メートル以上のもの	円

(1)以外の建築物	誘導仕様基準による場合	ル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円

<u>1 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,0	<u>16,700円</u>
--	-----------------------------------	-----------------------

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円	
標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円	
イ 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000	19,500円		

<u>用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合</u>	00平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>27,100円</u>
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>80,400円</u>
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>128,000円</u>
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>161,000円</u>
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>201,000円</u>
<u>2 非住宅部分の用途が工場等のみ以外の場合</u>	<u>モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー</u>	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>110,700円</u>
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>145,700円</u>

<u>貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合</u>	平方メートル未満のもの		
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>31,600円</u>	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>94,300円</u>	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>149,000円</u>	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>188,000円</u>	
<u>ウ イ以外 の非住宅部分の場合</u>	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>235,000円</u>	
	<u>モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>102,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>129,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>171,000円</u>
		当該部分の床面積	<u>276,000円</u>

<u>消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建</u>	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>235,700</u> 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>309,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>371,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>435,000</u> 円

<u>エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることについて証明の項において同じ。）による場合</u>	積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>0</u> 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>361,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>434,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>509,000</u> 円

[illegible]

変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

2 1 以外の建築物

		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円	
イ 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
	(1) 仕様基準又は誘導仕様による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
		戸仕様・計算建併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
標準計算法による場合			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	

(ア) 住宅部 (2) 分 (1) 以外の建築物	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用による場合	42,000円
	仕様・計算併用による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	70,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	227,000円
		仕様・計算併用による場合	42,000円

1	<u>非住宅部分の用途が工場等のみの場合</u>	

		<u>0平方メートル未満のもの</u>	
		<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>213,000円</u>
		<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>248,000円</u>
	<u>標準計算法による場合</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>56,800円</u>
		<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,600円</u>
		<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>161,000円</u>
		<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>231,000円</u>
		<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>273,000円</u>
		<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>314,000円</u>
<u>イ 非住宅部分の用</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>8,000円</u>	

		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>11,800円</u>
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>19,100円</u>
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>56,400円</u>
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>90,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>113,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>141,000円</u>
<u>2 非住宅部分の用途が工場等のみ以外の場合</u>	モデル建物法による場合		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>77,600円</u>
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>102,100円</u>
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>165,100円</u>

<u>用途が工場等のみの場合</u>		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>13,800円</u>
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>22,200円</u>
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>66,100円</u>
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>104,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>132,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>165,000円</u>
<u>ウ イ以外の非住宅部分の場合</u>	モデル建物法による場合	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>71,600円</u>
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>91,100円</u>
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>119,000円</u>
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>193,000円</u>

	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	<u>216,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が1 0,000平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	<u>260,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が2 5,000平方メートル以上 のもの	<u>305,000</u> 円
標準入力法 等による場 合		
	当該部分の床面積の合計が3 00平方メートル以上1,0 00平方メートル未満のもの	<u>199,200</u> 円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	<u>257,100</u> 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	<u>366,700</u> 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	<u>453,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が1 0,000平方メートル以上	<u>535,000</u> 円

	の	
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上10,00 0平方メートル未満の もの	<u>253,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方 メートル以上25,0 00平方メートル未満 のもの	<u>304,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が25,000平方 メートル以上のもの	<u>357,00</u> 0円
標準入 力法等 による 場合	<u>当該部分の床面積の合</u> <u>計が300平方メート</u> <u>ル未満のもの</u>	<u>186,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が300平方メート ル以上1,000平方 メートル未満のもの	<u>234,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が1,000平方メ ートル以上2,000 平方メートル未満のも の	<u>301,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満のも の	<u>430,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上10,00 0平方メートル未満の もの	<u>531,00</u> 0円
	当該部分の床面積の合 計が10,000平方	<u>627,00</u> 0円

			25,000平方メートル未満のもの					メートル以上25,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）	認定申請のとき。			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）	認定申請のとき。					
	1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）		5,100円		1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 一戸建て住宅		5,800円			
		(2) ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円			(2) ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			
		(1) 以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円			(1) 以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円			
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円			
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円			
								当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円			
								当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円			

長が定めるものが提出された場合		イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>9,700円</u>
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>16,700円</u>
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>27,100円</u>
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>80,400円</u>
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>128,000円</u>
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>161,000円</u>
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>201,000円</u>
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>20,000円</u>
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>22,000円</u>
2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>20,000円</u>
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>22,000円</u>
		<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>34,400円</u>
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>38,400円</u>

る基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		イ 非住宅部分	<u>5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>0円</u>
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>11,300円</u>
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,500円</u>
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>31,600円</u>
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>94,300円</u>
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>149,000円</u>
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>188,000円</u>
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>235,000円</u>
2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>20,700円</u>
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>22,200円</u>
		<u>仕様・計算併用法による場合</u>	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>30,100円</u>
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>33,200円</u>
		<u>標準計算法による場合</u>	<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>40,200円</u>
			<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>44,900円</u>

(2) (1) 以外の建 築物	ア 住宅部 分	誘導仕 様基準 による 場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	<u>38,000円</u>
			当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,000 平方メートル未満の もの	<u>66,000円</u>
			当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満 のもの	<u>118,000円</u>
			当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上のもの	<u>179,000円</u>
			当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	<u>69,100円</u>
		<u>誘導仕 様基準 以外に よる場 合</u>	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,000 平方メートル未満の もの	<u>116,000円</u>
			当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満 のもの	<u>196,000円</u>
			当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上のもの	<u>281,000円</u>

(2) (1) 以外の建 築物	ア 住宅部分	誘導仕 様基準 による 場合	当該部分の床面積の合 計が300平方メート ル未満のもの	<u>38,700円</u>
			当該部分の床面積の合 計が300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満のもの	<u>66,900円</u>
			当該部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満の もの	<u>120,000円</u>
			当該部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上のもの	<u>183,000円</u>
		<u>仕様・計 算併用 法によ る場合</u>	当該部分の床面積の合 計が300平方メート ル未満のもの	<u>59,800円</u>
			当該部分の床面積の合 計が300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満のもの	<u>101,000円</u>
			当該部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満の もの	<u>175,000円</u>
			当該部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上 <u>10,00 0平方メートル未満</u> のもの	<u>256,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合 計が10,000平方 メートル以上25,0</u>	<u>304,000円</u>

[illegible]

56

				屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方 法をい う。建 築物の エネル ギー消 費性能 の向上 等に関 する法 律第3 6条第 1項の 規定に 基づく 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査の項 におい て同 じ。)による 場合	のもの 当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10,0 00平方メートル未 満のもの 当該部分の床面積の 合計が10,000平 方メートル以上25, 000平方メートル 未満のもの 当該部分の床面積の 合計が25,000平 方メートル以上のも の	523,700 円 646,000 円 763,000 円 871,000 円	
建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料						変

					の 当該部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満のも の 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メ ートル以上10,00 0平方メートル未満の もの 当該部分の床面積の合 計が10,000平方 メートル以上25,0 00平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合 計が25,000平方 メートル以上のもの	615,00 0円 758,00 0円 896,00 0円 1,020, 000円	
建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料						変

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）				更認定申請するとき。
	1	申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅	3,700円	
			(2) ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
			(1) 以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
			イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表21の3の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）				更認定申請するとき。
	1	申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示	(1) 一戸建て住宅	4,100円	
			(2) ア 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			(1) 以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
			イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円

				のもの	
				当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0平方メートル以上 5, 0 0 0平方メートル未満 のもの	<u>5 6, 4 0 0円</u>
				当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0平方メートル以上 1 0, 0 0 0平方メートル未 満のもの	<u>9 0, 0 0 0円</u>
				当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0平方メートル以上 2 5, 0 0 0平方メートル未 満のもの	<u>1 1 3, 0 0 0</u> 円
				当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0平方メートル以上 のもの	<u>1 4 1, 0 0 0</u> 円
2	1 以 外の場合	(1) 一戸 建て 住宅	誘導仕様基 準による場 合	当該住宅の床面積の合計が 2 0 0平方メートル未満のもの	<u>1 4, 0 0 0円</u>
				当該住宅の床面積の合計が 2 0 0平方メートル以上のもの	<u>1 5, 0 0 0円</u>
			<u>誘導仕様基 準以外によ る場合</u>	当該住宅の床面積の合計が 2 0 0平方メートル未満のもの	<u>2 4, 2 0 0円</u>
				当該住宅の床面積の合計が 2 0 0平方メートル以上のもの	<u>2 7, 0 0 0円</u>
	(2) (1) 以外 の建 築物	ア 住宅部 分	誘導仕 様基準 による 場合	当該部分の床面積の 合計が 3 0 0平方メ ートル未満のもの	<u>2 6, 0 0 0円</u>
				当該部分の床面積の 合計が 3 0 0平方メ ートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満の もの	<u>4 6, 0 0 0円</u>
				当該部分の床面積の 合計が 2, 0 0 0平方	<u>8 3, 0 0 0円</u>

す書類として区長が定めるものが提出された場合			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
2 1 以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
	(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メ	84,800円

	メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>125,000</u> 円
<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>48,500</u> 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>81,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>138,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>197,000</u> 円

	メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>127,000</u> 円
<u>仕様・計算併用法による場合</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>42,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>70,500</u> 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>122,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 <u>10,000平方メートル未満</u> のもの	<u>179,000</u> 円
	<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>213,000</u> 円
	<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>248,000</u> 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>56,800</u> 円
<u>標準計算法による場合</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	<u>94,600</u> 円

	合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	535,000円

	計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	0円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	627,000円

				方メートル以上25,000平方メートル未満のもの					メートル以上25,000平方メートル未満のもの				
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料												認定申請
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額												
	1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出され	(1) 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,100円								
		(2) ア 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9,700円								
		(1) 分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円								
		以外		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円								
		イ 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円								
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円								
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円								
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円								
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円								
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	128,000円								

[illegible]

(2)	ア	住宅部	性能基	当該部分の床面積の	69,100円
(1)	分		準(省	合計が300平方メ	
以外			令第1	ートル未満のもの	
の建			条第1	当該部分の床面積の	116,000
築物			項第2	合計が300平方メ	円
			号イ	ートル以上2,000	
			(1)	平方メートル未満の	
			及び同	もの	
			号ロ	当該部分の床面積の	196,000
			(1)	合計が2,000平方	円
			又は同	メートル以上5,00	
			項第3	0平方メートル未満	
			号に定	めのもの	
			める基	当該部分の床面積の	281,000
			準をい	合計が5,000平方	円
			う。以	メートル以上のもの	
			下この		
			表にお		
			いて同		
			じ。)		
			による		
			場合		
			フロア	当該部分の床面積の	33,100円
			入力法	合計が300平方メ	
			(省令	ートル未満のもの	
			第1条	当該部分の床面積の	58,000円
			第1項	合計が300平方メ	
			第2号	ートル以上2,000	
			イ(2)	平方メートル未満の	
			及び同	もの	
			号ロ	当該部分の床面積の	104,000
			(2)	合計が2,000平方	円
			に定め	メートル以上5,00	
			る基準	0平方メートル未満	
			をい	めのもの	
			う。以	当該部分の床面積の	157,000
			下この	合計が5,000平方	円
			表にお	メートル以上のもの	

[illegible]

67

イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
	仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		23,300円	

2 1 以外の建築物

(1) 一戸建て住宅

仕様基準又は誘導仕様基準による場合

仕様・計算併用法による場合

	標準計算法 による場合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未 満のもの	28,300 円
		当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以 上のもの	31,500 円
(2)(1)ア 住宅部 以外の建築物	分	仕様基準又 は誘導仕様 基準による 場合	当該部分の 床面積の合 計が300 平方メー トル未満の もの
			26,800 円
			当該部分の 床面積の合 計が300 平方メー トル以上2, 000平方 メートル未 満のもの
			46,500 円
			当該部分の 床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以上 5,000 平方メー トル未満の もの
			84,800 円
			当該部分の 床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以上 のもの
			127,00 0円
		仕様・計算併 用法による 場合	当該部分の 床面積の合 計が300
			42,000 円

平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円

	当該部分の 床面積の合 計が25, 000平方 メートル以 上のもの	248,00 0円
標準計算法 による場合	当該部分の 床面積の合 計が300 平方メー トル未満の もの	56,800 円
	当該部分の 床面積の合 計が300 平方メー トル以上2, 000平方 メートル未 満のもの	94,600 円
	当該部分の 床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以上 5,000 平方メー トル未満の もの	161,00 0円
	当該部分の 床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以上 10,00 0平方メ ートル未満 のもの	231,00 0円

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	113,000円

	当該部分の 床面積の合 計が10、 000平方 メートル以 上25、0 00平方メ ートル未満 のもの 当該部分の 床面積の合 計が25、 000平方 メートル以 上のもの	273,00 0円
イ 非住宅 部分の用途 が工場等 の場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未 満のもの 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 上1,000平方メー トル未満のもの 当該部分の床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平方メ ートル未満のもの 当該部分の床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの 当該部分の床面積の合計 が5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トル以上25,000平	8,000円 13,800 円 22,200 円 66,100 円 104,00 0円 132,00 0円

		満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>141,000</u> 円
<u>2 非住宅部分の用途が工場等のみ以外の場合</u>	モデル建物法による場合		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>77,600</u> 円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>102,100</u> 円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>165,100</u> 円
		当該部分の床面積の合計が	<u>216,000</u>

		方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>165,00</u> 0円
<u>ウ イ以外の非住宅部分の場合</u>	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>71,600</u> 円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>91,100</u> 円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>119,00</u> 0円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>193,00</u> 0円
		当該部分の	<u>253,00</u>

	5, 0 0 0平方メートル以上 1 0, 0 0 0平方メートル未 満のもの	<u>円</u>
	当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0平方メートル以上 2 5, 0 0 0平方メートル未 満のもの	<u>2 6 0, 0 0 0</u> <u>円</u>
	当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0平方メートル以上 のもの	<u>3 0 5, 0 0 0</u> <u>円</u>
標準入力法 等による場 合		
	当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 9 9, 2 0 0</u> <u>円</u>
	当該部分の床面積の合計が	<u>2 5 7, 1 0 0</u>

	床面積の合 計が 5, 0 0 0平方メ ートル以上 1 0, 0 0 0平方メー トル未満の もの	<u>0円</u>
	当該部分の 床面積の合 計が 1 0, 0 0 0平方 メートル以 上 2 5, 0 0 0平方メ ートル未満 のもの	<u>3 0 4, 0 0</u> <u>0円</u>
	当該部分の 床面積の合 計が 2 5, 0 0 0平方 メートル以 上のもの	<u>3 5 7, 0 0</u> <u>0円</u>
標準入力法 等による場 合	当該部分の 床面積の合 計が 3 0 0 平方メー トル未満の もの	<u>1 8 6, 0 0</u> <u>0円</u>
	当該部分の 床面積の合 計が 3 0 0 平方メー トル以上 1, 0 0 0平方 メートル未 満のもの	<u>2 3 4, 0 0</u> <u>0円</u>
	当該部分の	<u>3 0 1, 0 0</u>

1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満 のもの	円
当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満 のもの	<u>3 6 6, 7 0 0</u> 円
当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未 満のもの	<u>4 5 3, 0 0 0</u> 円
当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未 満のもの	<u>5 3 5, 0 0 0</u> 円
当該部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 のもの	<u>6 1 0, 0 0 0</u> 円

床面積の合 計が 1, 0 0 0 平方メ ートル以上 2, 0 0 0 平方メー トル未満の もの	<u>0 円</u>
当該部分の 床面積の合 計が 2, 0 0 0 平方メ ートル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満の もの	<u>4 3 0, 0 0</u> <u>0 円</u>
当該部分の 床面積の合 計が 5, 0 0 0 平方メ ートル以上 1 0, 0 0 0 平方メー トル未満の もの	<u>5 3 1, 0 0</u> <u>0 円</u>
当該部分の 床面積の合 計が 1 0, 0 0 0 平方 メートル以 上 2 5, 0 0 0 平方メ ートル未満 のもの	<u>6 2 7, 0 0</u> <u>0 円</u>
当該部分の 床面積の合 計が 2 5,	<u>7 1 5, 0 0</u> <u>0 円</u>

--	--	--	--	--	--

備考

- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、**建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料**又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^イに該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項2、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項2、**建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項2の（2）のイ**又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^イに該当していることの証明の申請に対する審査の項2に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の**向上の一層**の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項2の（2）のイ又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項2の（2）のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

				000平方メートル以上のもの	
--	--	--	--	----------------	--

備考

- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^イに該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項2の**（2）のウ**、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項2の**（2）のウ**又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^イに該当していることの証明の項2の**（2）のウ**に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の**一層の向上**の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項2の（2）のイ又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項2の（2）のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**3.4**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**1.2**条第1項又は第**1.3**条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項1の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**3.4**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**1.2**条第2項又は第**1.3**条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項1の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（**住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。**）の共用部分のうち、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる**とき**は、当該共用部分は、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第**4**条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む**非住宅**部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみ**以外**の場合により算出した額とする。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1.1条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**2.9**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**1.1**条第1項又は第**1.2**条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**2.9**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の事務手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**1.1**条第2項又は第**1.2**条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分**は**、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる**場合には**、当該共用部分は、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第**3**条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む**建築物**の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみ**の場合以外の非住宅部分**の場合により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**34**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**34**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**35**条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の規定により算出した額とする。

11 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の事務手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

12 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の事務手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**29**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**29**条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第**30**条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の規定により算出した額とする。

10 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の事務手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の事務手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

12 適合判定手数料等又は向上計画認定申請手数料について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の（1）若しくは2の（1）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項1の（1）若しくは2の（1）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項1の（1）若しくは2の（1）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項1の（1）若しくは2の（1）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の項1の（1）若しくは2の（1）に掲げる額とする。

13 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合

	性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の項 2 の（2）のイ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の項 2 の（2）のイ又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の項 2 の（2）のイに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
--	---

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

住環境整備課

1 改正の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、条例の一部を改正するもの

2 概要

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 新旧対照表

【資料1】のとおり

4 施行予定期日

公布の日

葛飾区営住宅条例新旧対照表（関連部分抜粋）

【資料１】

現 行	改正案
○葛飾区営住宅条例 平成９年１２月２４日 条例第４２号 (使用者の資格) 第６条 区営住宅を使用することができる者（第５号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成３０年東京都条例第９３号）第７条の２第２項の規定による証明を受けた同条例第３条の２第２号に規定するパートナーシップ関係の相手方その他当該証明と類似する証明を受けた相手方（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を含む。）は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (１) 区内に引き続き１年以上居住していること。 (２) 現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があること。 (３) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 (４) 収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。 ア 使用者の特に居住の安定を図る必要があるものとして第６項で定める場合 ２１万４千円 イ 区営住宅が、法第８条第１項若しくは第３項若しくはは激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２２条第１項の規定による国の補助に係るもの又は法第８条第１項各号のいずれかに該当する場合において区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 ２１万４千円（当該災害発生の日から３年を経過した後は、１５万８千円） ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 １５万８千円 (５) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 ２ 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第２号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (１) ６０歳以上の者 (２) 障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度	○葛飾区営住宅条例 平成９年１２月２４日 条例第４２号 (使用者の資格) 第６条 区営住宅を使用することができる者（第５号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成３０年東京都条例第９３号）第７条の２第２項の規定による証明を受けた同条例第３条の２第２号に規定するパートナーシップ関係の相手方その他当該証明と類似する証明を受けた相手方（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を含む。）は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (１) 区内に引き続き１年以上居住していること。 (２) 現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があること。 (３) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 (４) 収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。 ア 使用者の特に居住の安定を図る必要があるものとして第６項で定める場合 ２１万４千円 イ 区営住宅が、法第８条第１項若しくは第３項若しくはは激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２２条第１項の規定による国の補助に係るもの又は法第８条第１項各号のいずれかに該当する場合において区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 ２１万４千円（当該災害発生の日から３年を経過した後は、１５万８千円） ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 １５万８千円 (５) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。 ２ 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第２号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (１) ６０歳以上の者 (２) 障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法**第10条第1項**（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 区長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めたときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 区長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めたときは、その関係者に意見を求めることができる。

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法**第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を**配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 区長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めたときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 区長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めたときは、その関係者に意見を求めることができる。

5 第2項に規定する者に使用を許可する区営住宅は、居室数が2室以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、規則で定める規格の住宅とする。 6 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合 ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度 ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度 (2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合 (3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合 (4) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合 7 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めた場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。 (平12条例65・平12条例87・平14条例27・平18条例26・平20条例25・平20条例42・平23条例26・平24条例40・平25条例39・平26条例18・平30条例16・令5条例21・一部改正)	5 第2項に規定する者に使用を許可する区営住宅は、居室数が2室以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、規則で定める規格の住宅とする。 6 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合 ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度 ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度 (2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合 (3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合 (4) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合 7 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、区長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めた場合は、使用者の資格について制限を加えることができる。 (平12条例65・平12条例87・平14条例27・平18条例26・平20条例25・平20条例42・平23条例26・平24条例40・平25条例39・平26条例18・平30条例16・令5条例21・一部改正) 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
---	--

議案第 23 号 関係資料
都 市 整 備 部
令和 7 年 3 月 14 日

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

道路管理課

1 改正の理由

道路占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として見直しを行っており、固定資産税評価額の 3 年ごとの評価替えに伴い、これを改正する。

2 改正の概要

今回の改正では、固定資産税評価額を基に算定した積算額と現行占用料の 1.2 倍額とを比較し、低い方の額を改正額とする。

3 施行予定期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

資料 1 のとおり

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行				改正案			
○葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例 昭和 4 7 年 4 月 1 日 条例第 2 4 号				○葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例 昭和 4 7 年 4 月 1 日 条例第 2 4 号			
(略)				(略)			
				付 則 (施行期日)			
				1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。			
				(経過措置)			
				2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	占用物件	単位	占用料	法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	占用物件	単位	占用料
	第 1 種電柱	1 本 に	9,350		第 1 種電柱	1 本 に	9,740
	第 2 種電柱	つ き 1	14,300		第 2 種電柱	つ き 1	14,900
	第 3 種電柱	年	19,300		第 3 種電柱	年	20,100
	第 1 種電話柱		7,720		第 1 種電話柱		8,690
	第 2 種電話柱		12,400		第 2 種電話柱		13,900
	第 3 種電話柱		17,000		第 3 種電話柱		19,100
	その他の柱類		830		その他の柱類		860
	共架電線その他上空に設ける線類	長 さ 1 メ ー ト	83		共架電線その他上空に設ける線類	長 さ 1 メ ー ト	86
	地下に設ける電線その他の線類	ル に つ き 1 年	50		地下に設ける電線その他の線類	ル に つ き 1 年	52
	路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	8,180		路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	8,520
	地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方 メ ー トル に つ き 1 年	5,010		地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方 メ ー トル に つ き 1 年	5,210
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 に つ き 1 年	16,700		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 に つ き 1 年	17,300
	広告塔	表 示 面 積 1 平 方 メ ー トル に つ き 1 年	23,400		広告塔	表 示 面 積 1 平 方 メ ー トル に つ き 1 年	24,600

	その他のもの		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>16,700</u>		その他のもの		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>17,300</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.04メートル未満のもの		長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>190</u>	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.04メートル未満のもの		長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>200</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			<u>340</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			<u>360</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>500</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>520</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>750</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>780</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>1,000</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>1,040</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>1,500</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>1,560</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>2,000</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>2,080</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>3,500</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>3,650</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>5,010</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>5,210</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>10,000</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>10,400</u>
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	鉄道及び軌道		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>14,800</u>	法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	鉄道及び軌道		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>17,300</u>
法第32条 第1項第4 号に掲げる 施設	日よけ及び雨よけ		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>16,700</u>	法第32条 第1項第4 号に掲げる 施設	日よけ及び雨よけ		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>17,300</u>
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額

	の			て得た額	
	上空に設ける通路			11,700	
	地下に設ける通路			7,020	
	その他のもの			10,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	230	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	23,400	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	23,400	
	標識		1本につき1年	13,300	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	230	
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	23,400	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	234,000	
		その他のもの		117,000	
	令第7条第2号に掲げる物件	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700

	の			て得た額	
	上空に設ける通路			12,300	
	地下に設ける通路			7,400	
	その他のもの			11,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	240	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	24,600	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	24,600	
	標識		1本につき1年	13,900	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	240	
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	24,600	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	246,700	
		その他のもの		123,300	
	令第7条第2号に掲げる物件	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	17,300

令第7条第3号に掲げる物件	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる物件	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	23,400		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	24,600	
	危険防止施設		8,640			危険防止施設		10,300	
	詰所		23,400			詰所		24,600	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	17,300	
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額

		階数が4以上のもの		て得た額 Aに0.012を乗じて得た額				階数が4以上のもの		て得た額 Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額			その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額		令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額				階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額				階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額			その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額		令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額				階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額				階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額			その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額		令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額				階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	

	る。)の路面下に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
備考 (略)				

	る。)の路面下に設けるもの	階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
備考 (略)				

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

公園課

1 改正の概要

葛飾区立公園条例の一部を次のように改正する。

- (1) 江戸川堤さくら公園を新設する。
- (2) 公園占用料を改正する。

2 江戸川堤さくら公園の概要

- (1) 公園名 江戸川堤さくら公園
- (2) 所在地 葛飾区東金町七丁目27番1号
- (3) 面積 2,056.15㎡
- (4) 施行予定期日 葛飾区規則で定める日
- (5) 案内図



3 公園占用料の改正

(1) 改正の理由

公園占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として見直しを行っており、固定資産税評価額の3年ごとの評価替えに伴い、これを改正する。

(2) 改正の概要

今回の改正では、固定資産税評価額を基に算定した積算額と現行占用料の

1. 2倍額とを比較し、低い方の額を改正額とする。

(3) 施行予定期日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

【資料1】のとおり

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行		改正案	
○葛飾区立公園条例 昭和33年3月31日 条例第1号 (略)		○葛飾区立公園条例 昭和33年3月31日 条例第1号 (略) 付 則 (施行期日) 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 ただし、別表第3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
四つ木二丁目わんぱく公園	〃 四つ木二丁目14番6号	四つ木二丁目わんぱく公園	〃 四つ木二丁目14番6号
		江戸川堤さくら公園	〃 東金町七丁目27番1号
別表第3(第8条関係)		別表第3(第8条関係)	
種別	単位	金額	
電柱 本柱、支柱又は支線	1本 1月	1,856円	
標識	同 同	1,100円	
水道管、 下水 管、ガス 管	外径40センチメートル未満のもの 1メートル 1月	165円	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	412円	
	外径1メートル以上のもの	825円	
種別	単位	金額	
電柱 本柱、支柱又は支線	1本 1月	1,933円	
標識	同 同	1,145円	
水道管、 下水 管、ガス 管	外径 40 センチメートル未満のもの 1メートル 1月	171円	
	外径 40 センチメートル以上1メートル未満のもの	429円	
	外径1メートル以上のもの	859円	

電線	電線	同 同	137 円		
	地 下 電線	外径40センチメートル未満のもの	同 同	165 円	
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 同	412 円	
		外径 1 メートル以上のもの	同 同	825 円	
鉄塔		1 平方メートル 同	1, 375 円		
変圧塔		1 箇所 同	1, 375 円		
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 同	550 円		
公衆電話所		同 同	1, 375 円		
地下の占有物件		1 平方メートル 同	地上	1, 038 円	
			地下	412 円	
高架の占有物件		同 同	687 円		
天体、気象又は土地観測施設		同 同	1, 184 円		
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 同	10, 800 円		
写真撮影のための臨時的占有		1 時間	1, 912 円		
ロケーション		同	16, 875 円		
その他の 占有	競技会、集会	1 平方メートル 1 日	45 円		
	前記以外の場合	同 同	45 円		

備考
(略)

電線	電線		同 同	<u>143</u> 円	
	地 下 電線	外径40センチメートル未満のもの	同 同	<u>171</u> 円	
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 同	<u>429</u> 円	
		外径1メートル以上のもの	同 同	<u>859</u> 円	
鉄塔			1平方メートル 同	<u>1,432</u> 円	
変圧塔			1箇所 同	<u>1,432</u> 円	
郵便差出箱又は信書便差出箱			同 同	<u>572</u> 円	
公衆電話所			同 同	<u>1,432</u> 円	
地下の占有物件			1平方メートル 同	地上 露出部分	<u>1,245</u> 円
				地下 部分	<u>429</u> 円
高架の占有物件			同 同	<u>716</u> 円	
天体、気象又は土地観測施設			同 同	<u>1,420</u> 円	
写真撮影のための常時占有			撮影機1台 同	<u>11,280</u> 円	
写真撮影のための臨時的占有			1時間	<u>1,997</u> 円	
ロケーション			同	<u>17,625</u> 円	
その他の占有	競技会、集会		1平方メートル 1日	<u>47</u> 円	
	前記以外の場合		同 同	<u>47</u> 円	

備考
(略)

議案第 25 号 関係資料
都 市 整 備 部
令和 7 年 3 月 14 日

葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

公園課

1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

2 改正の概要

第3条第3号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

3 新旧対照表

【資料1】のとおり

4 施行予定期日

令和7年6月1日

葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
○葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	○葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例
平成 25 年 3 月 27 日 条例第 9 号	平成 25 年 3 月 27 日 条例第 9 号
(略)	(略)
(園路及び広場)	(園路及び広場)
第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち 1 以上は、次の各号に定める基準に適合させなければならない。	第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち 1 以上は、次の各号に定める基準に適合させなければならない。
(1) 出入口、通路、階段(当該階段の踊場を含む。以下同じ。)及び傾斜路(階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。)は、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める基準に適合するものであること。	(1) 出入口、通路、階段(当該階段の踊場を含む。以下同じ。)及び傾斜路(階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。)は、葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める基準に適合するものであること。
(2) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。	(2) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。
(3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	(3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
(4) 次条から第 9 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続していること。	(4) 次条から第 9 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続していること。
(略)	(略)
	付 則
	この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第26号 関係資料
都 市 整 備 部
令和7年3月14日

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例

公園課

1 改正の理由

公園占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として見直しを行っており、固定資産税評価額の3年ごとの評価替えに伴い、これを改正する。

2 改正の概要

今回の改正では、固定資産税評価額を基に算定した積算額と現行占用料の1.2倍額とを比較し、低い方の額を改正額とする。

3 新旧対照表

【資料1】のとおり

4 施行予定期日

令和7年4月1日

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例（改正部分抜粋） 新旧対照表

現 行				改正案			
○葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例				○葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例			
昭和58年3月25日 条例第5号				昭和58年3月25日 条例第5号			
(略)				(略)			
				付 則			
				(施行期日)			
				1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。			
				(経過措置)			
				2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
電線		1メートル 1月	<u>137</u> 円	電線		1メートル 1月	<u>143</u> 円
公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,375</u> 円	公衆電話所		1箇所 1月	<u>1,432</u> 円
自動販売機		1箇所 1月	<u>1,375</u> 円	自動販売機		1箇所 1月	<u>1,432</u> 円
写真撮影 のための 占有	常時の 場合	撮影機1台 1月	<u>10,800</u> 円	写真撮影 のための 占有	常時の 場合	撮影機1台 1月	<u>11,280</u> 円
	臨時の 場合	1時間	<u>1,912</u> 円		臨時の 場合	1時間	<u>1,997</u> 円
ロケーション		1時間	<u>16,875</u> 円	ロケーション		1時間	<u>17,625</u> 円
その他の 占有	競技 会・集会	1平方メー トル 1日	<u>45</u> 円	その他の 占有	競技 会・集会	1平方メー トル 1日	<u>47</u> 円
	前記以 外の場 合	1平方メー トル 1日	<u>45</u> 円		前記以 外の場 合	1平方メー トル 1日	<u>47</u> 円
備考 (略)				備考 (略)			

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

交通政策課

1 改正理由

葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場、葛飾区東金町地下自転車駐車場の開設及び葛飾区青戸北第一自転車駐車場を廃止するに当たり所要の改正をするもの

2 改正内容

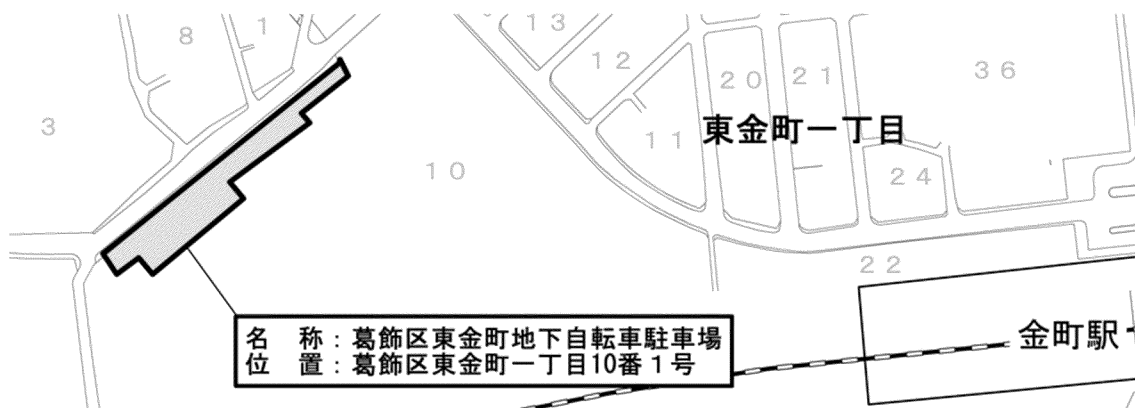
- (1) 別表（１）に葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場（葛飾区東新小岩一丁目15番）を追加するもの
- (2) 別表（１）に葛飾区東金町地下自転車駐車場（葛飾区東金町一丁目10番1号）を追加するもの
- (3) 別表（１）から葛飾区青戸北第一自転車駐車場（葛飾区青戸三丁目27番6号）を削除するもの

3 自転車駐車場位置図

- (1) 葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場



(2) 葛飾区東金町地下自転車駐車場



(3) 葛飾区青戸北第一自転車駐車場



4 新旧対照表

資料1のとおり

5 施行予定期日

- (1) (3) 令和7年7月1日
- (2) 令和7年8月1日

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例 新旧対照表

現 行	改正案																												
第1条から第15条（略）	第1条から第15条（略）																												
（別表）第2条関係 （1）駐車場 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>葛飾区 金町駅北口自転車駐車場</td><td>東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>〃</u> 青戸北第一自転車駐車場</td><td><u>〃</u> 青戸三丁目27番6号</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>〃</u> 東金町二丁目自転車駐車場</td><td><u>〃</u> 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号</td></tr> </table> （2）置場（略）	名称	位置	葛飾区 金町駅北口自転車駐車場	東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先	（略）	（略）	<u>〃</u> 青戸北第一自転車駐車場	<u>〃</u> 青戸三丁目27番6号	（略）	（略）	<u>〃</u> 東金町二丁目自転車駐車場	<u>〃</u> 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号	<u>付 則</u> この条例中別表（1）の部葛飾区青戸北第一自転車駐車場の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定（葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場の項に係る部分に限る。）は令和7年7月1日から、同部に次のように加える改正規定（葛飾区東金町地下自転車駐車場の項に係る部分に限る。）は同年8月1日から施行する。 （別表）第2条関係 （1）駐車場 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>葛飾区 金町駅北口自転車駐車場</td><td>東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>削除 削除</td><td>削除 削除</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>〃</u> 東金町二丁目自転車駐車場</td><td><u>〃</u> 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号</td></tr> <tr> <td><u>〃</u> 新小岩東北第二自転車駐車場</td><td><u>〃</u> 東新小岩一丁目15番</td></tr> <tr> <td><u>〃</u> 東金町地下自転車駐車場</td><td><u>〃</u> 東金町一丁目10番1号</td></tr> </table> （2）置場（略）	名称	位置	葛飾区 金町駅北口自転車駐車場	東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先	（略）	（略）	削除 削除	削除 削除	（略）	（略）	<u>〃</u> 東金町二丁目自転車駐車場	<u>〃</u> 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号	<u>〃</u> 新小岩東北第二自転車駐車場	<u>〃</u> 東新小岩一丁目15番	<u>〃</u> 東金町地下自転車駐車場	<u>〃</u> 東金町一丁目10番1号
名称	位置																												
葛飾区 金町駅北口自転車駐車場	東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先																												
（略）	（略）																												
<u>〃</u> 青戸北第一自転車駐車場	<u>〃</u> 青戸三丁目27番6号																												
（略）	（略）																												
<u>〃</u> 東金町二丁目自転車駐車場	<u>〃</u> 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号																												
名称	位置																												
葛飾区 金町駅北口自転車駐車場	東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先																												
（略）	（略）																												
削除 削除	削除 削除																												
（略）	（略）																												
<u>〃</u> 東金町二丁目自転車駐車場	<u>〃</u> 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号																												
<u>〃</u> 新小岩東北第二自転車駐車場	<u>〃</u> 東新小岩一丁目15番																												
<u>〃</u> 東金町地下自転車駐車場	<u>〃</u> 東金町一丁目10番1号																												

特別区道の路線の認定（重複）について

道路管理課

路線名 葛1403号

1 提案理由

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路について、足立区との協議に基づき、特別区道の路線として認定するもの

2 案内図



3 区 間

起 点 足立区中川一丁目 2 3 4 番 2 地先

終 点 葛飾区亀有三丁目 2 3 8 2 番 1 8 地先

4 道路の略図

凡 例	{	———	特別区道路線
		- - - - -	行政境界
		■	新たに認定する特別区道路線(葛 1 4 0 3 号)

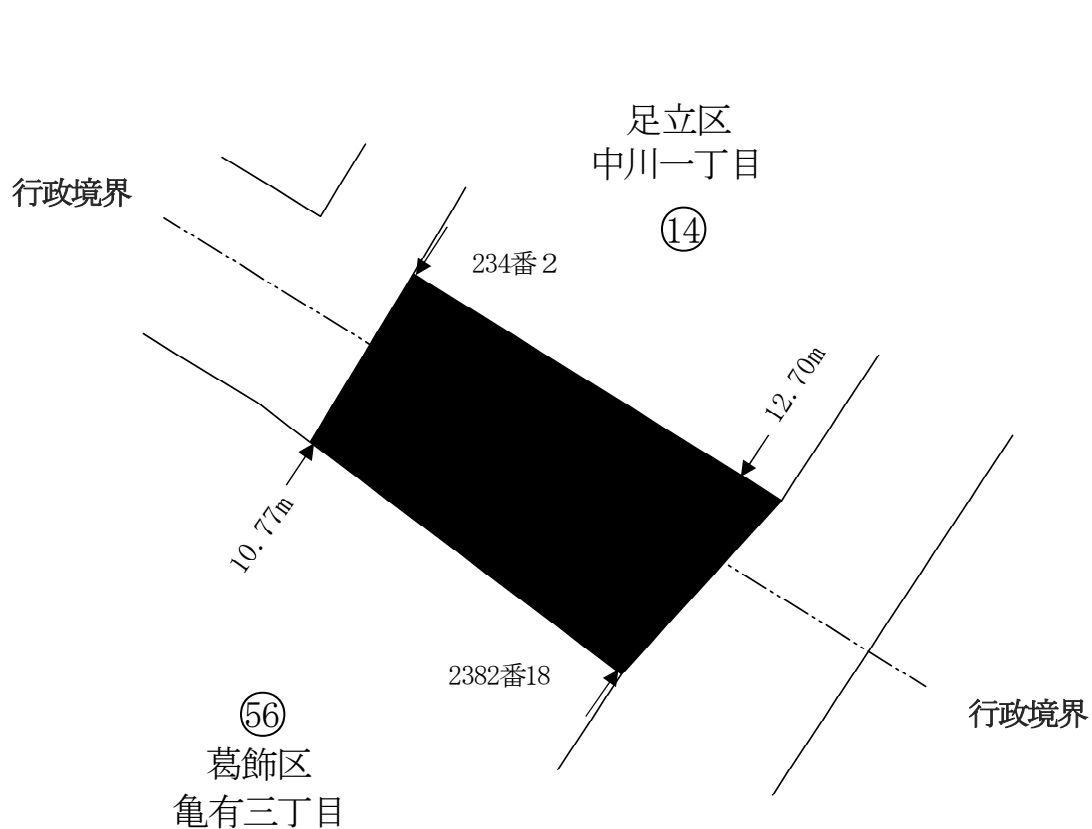
幅 員 1 0 . 7 7 ~ 1 2 . 7 0 メートル

延 長 2 2 . 5 1 メートル

面 積 2 6 5 . 7 4 平方メートル

(葛飾区側 1 5 9 . 7 8 9 平方メートル)

(足立区側 1 0 5 . 9 5 8 平方メートル)



特別区道の路線の廃止について

道路管理課

路線名 葛932号

1 提案理由

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の認定（重複）に伴い路線を廃止する
もの

2 案内図



3 区 間

起 点 葛飾区亀有三丁目2382番17地先

終 点 葛飾区亀有三丁目2382番18地先

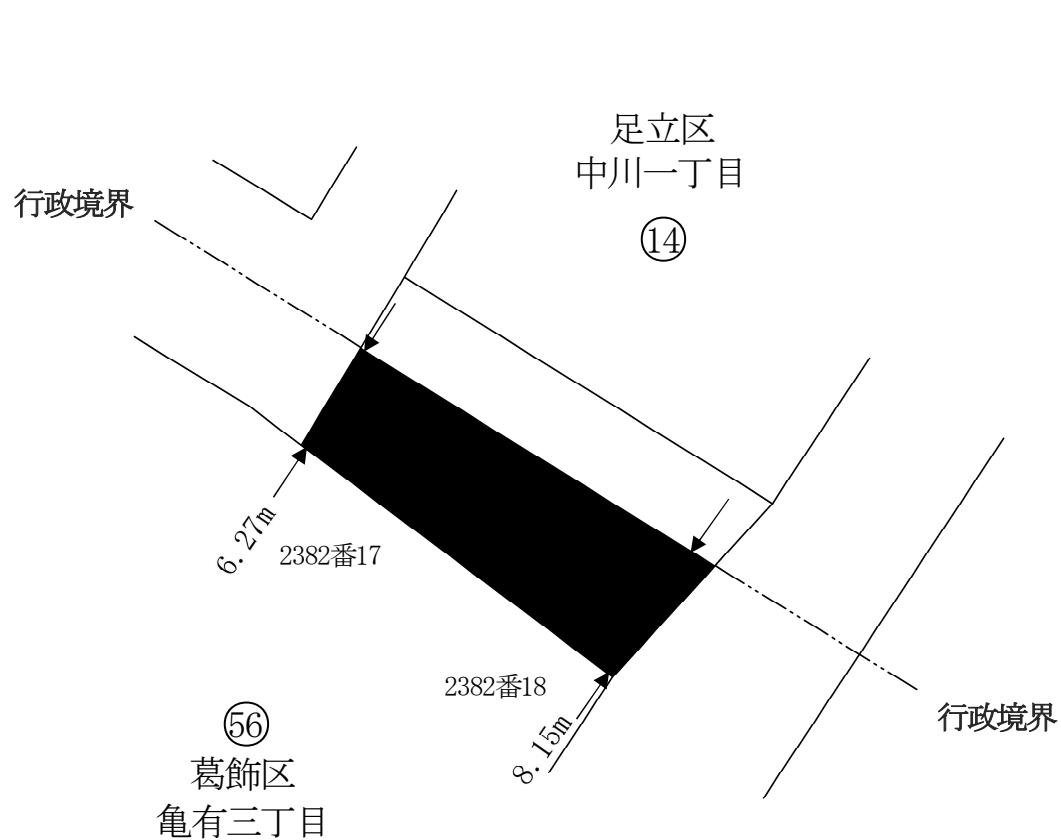
4 道路の略図

凡 例	{	——	特別区道路線
		- - - -	行政境界
		■	廃止する特別区道路線(葛932号)

幅 員 6.27～8.15メートル

延 長 22.06メートル

面 積 159.76平方メートル



区域をこえての路線の認定の承諾について

道路管理課

1 提案理由

足立区が区域をこえて、葛飾区の区域の道路を、足立区の道路として路線の認定をすることについて承諾するもの

2 案内図



3 区 間

起 点 足立区中川一丁目 2 3 4 番 2 地先

終 点 葛飾区亀有三丁目 2 3 8 2 番 1 8 地先

4 道路の略図

凡 例	{	———	特別区道路線
		- - - - -	行政境界
		■	葛飾区の区域に属する部分
		▤	足立区の区域に属する部分

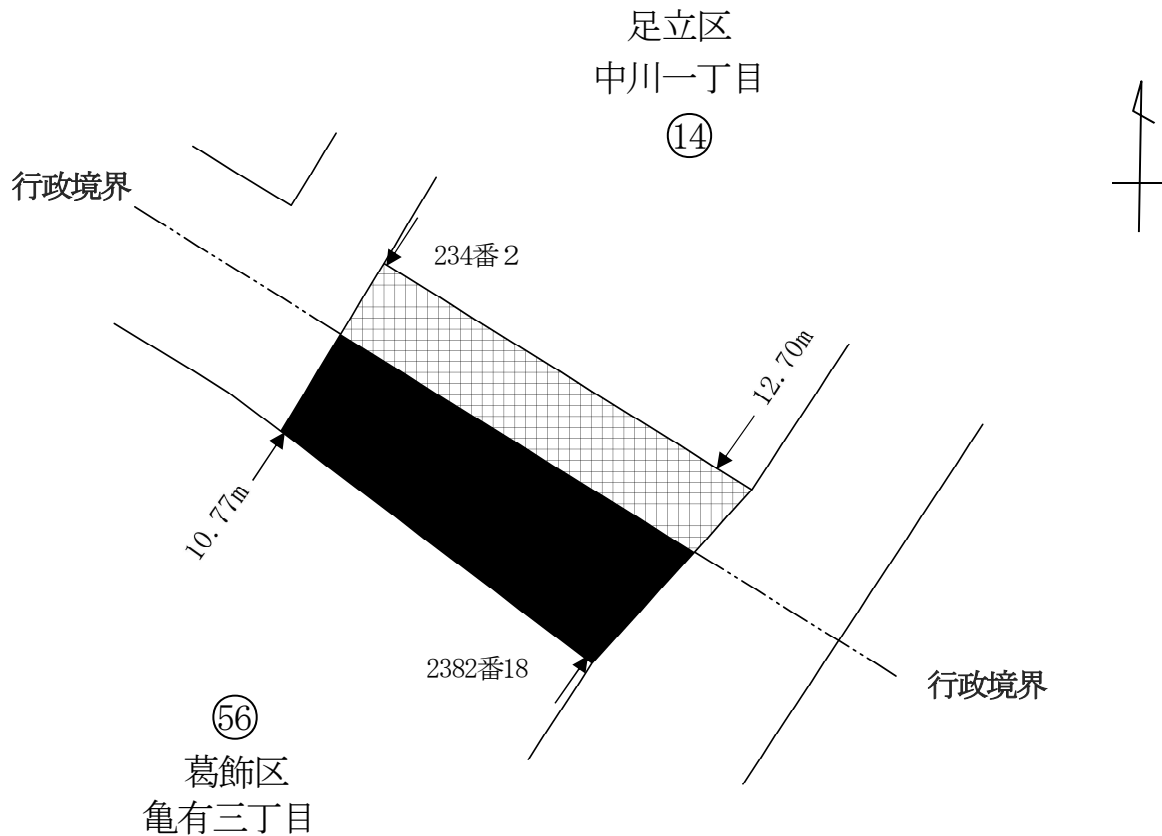
幅 員 10.77～12.70メートル

延 長 22.51メートル

面 積 265.74平方メートル

(葛飾区側 159.789平方メートル)

(足立区側 105.958平方メートル)



葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

道路管理課

1 提案理由

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理について、協定するもの

2 案内図



3 区 間

起 点 足立区中川一丁目 2 3 4 番 2 地先

終 点 葛飾区亀有三丁目 2 3 8 2 番 1 8 地先

4 道路の略図

凡 例	{	——	特別区道路線
		- - - -	行政境界
		■	葛飾区が管理する足立区の区域

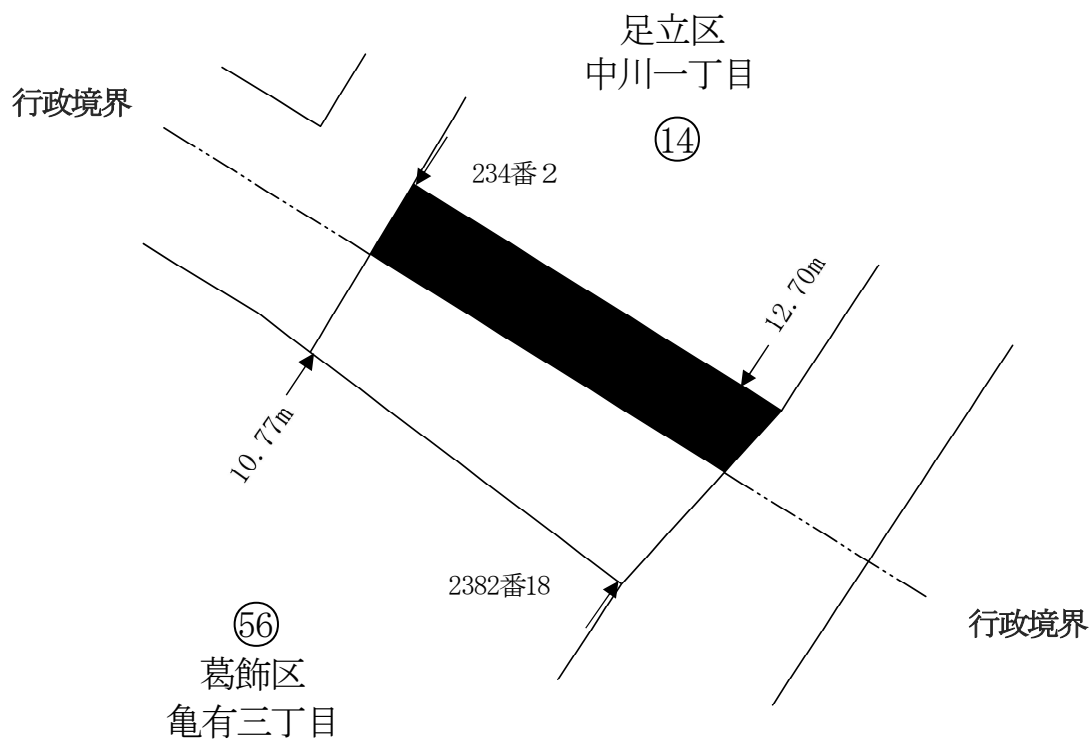
幅 員 10.77～12.70メートル

延 長 22.51メートル

面 積 265.74平方メートル

(葛飾区側 159.789平方メートル)

(足立区側 105.958平方メートル)



5 協定について

- (1) 協定を適用する道路（以下「道路」という。）の区域は、次の表のとおりとする。

起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)
足立区中川一丁目234番2地先から 葛飾区亀有三丁目2382番18地先まで	22.51	10.77 ～ 12.70	265.74 (葛飾区側 159.789) (足立区側 105.958)

- (2) 道路の管理は、葛飾区が行う。
- (3) 道路の管理に要する経費は、葛飾区の負担とする。
- (4) 道路の管理に伴う収入は、葛飾区の収入とする。

一般庶務報告No. 1
共 通
令和7年3月14日

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（案）について

環境課

建築課

1 概要

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）
（素案）について、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果を
踏まえて、促進計画（案）を報告するもの

2 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

【資料1】のとおり

3 促進計画（案）

- （1）案 【資料2】のとおり
- （2）概要版 【資料3】のとおり

4 計画策定時期

令和7年3月（予定）

**葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）に対する区民
意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について**

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定に当たり、広く区民の意見を取り入れるため、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施したので、結果を報告するもの

1 閲覧・意見提出期間

令和 6 年 12 月 9 日（月）～令和 7 年 1 月 7 日（火）

2 閲覧資料

- （1）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）（概要版）
- （2）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）

3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6 か所）、区民サービスコーナー（3 か所）、
図書館 13 か所（中央館、地域館、地区館）、建築課 計 24 か所
また、区ホームページからも閲覧できるようにした。

4 提出された意見

意見提出者 3 人、意見数 3 件

5 提出されたご意見の内訳

第 2 章 促進計画に定める事項について 3 件

6 提出された意見と区の考え方

別添のとおり

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に入っている △：計画・事業の推進に当たって参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	2-2 再エネ利用設備の種類	建築物再生エネルギー利用促進に賛同し、促進されるように望みます。利用促進では、周辺環境にも配慮した太陽光発電システムの設置が重要と考えます。また、新たに、ペロブスカイト太陽電池が今後、普及していく予想なので、今後は、従来の太陽電池パネルに準じて、環境に配慮した設置も利用促進計画に盛り込んでほしいと考えます。	○	葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画で対象としている「太陽光発電設備」は、将来的に普及が見込まれる設備も含めて考えております。
2	2-3 建築士から建築主への説明義務制度	以下の項目を追加していただきたい。 ・ソーラーパネルは火災に弱いこと。消火が困難であり、感電の危険があること。 ・自然災害などで破損した場合、環境汚染の原因になること。破損した部品を回収する際、環境に悪影響を与えずに回収する方法が確立されていないこと。 ・中国製の場合はウイグルジェノサイドに加担することになること。	□	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律では、建築士から建築主へ説明することとされている主な項目は、建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模になります。このほか、再生可能エネルギー利用設備導入の意義やメリット、設置に要する費用等の情報提供により再生可能エネルギー利用設備の設置促進を図ることを目的としております。以上のことから、ご意見ご要望として承ります。
3	2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項	太陽光発電を推進する立場から高さ制限の内、北側斜線（高度地区）の見直し、緩和をすべきです。北側斜線部は発電パネルを設置するメリットが無いうえ、有効活用ができないからです。高さ制限や容積率は緩和しつつ、建蔽率や最低敷地面積、壁面後退の強化が必要です。再生可能エネルギー利用を妨げる土地利用や建築行為を寧ろ、規制すべきだと思います。	△	葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画に定められた特例適用要件による特例許可に当たっては、区内の建築物を網羅的に捉えた上で、各制限の目的に応じた観点で、市街地環境への影響が軽減されていることを踏まえて個々に対応することを考えております。再エネ利用設備の設置に係る必要最小限の工事であることを条件として本計画による再エネ利用設備の設置促進を図っていくため、ご記載の緩和及び規制については、今後計画推進に当たっての参考としてご意見を承ります。

(案)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 60 条に基づく

葛飾区建築物再生可能エネルギー 利用促進計画

(葛飾区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画)

令和 年 月

葛 飾 区

目 次

第 1 章 促進計画策定に関する基本的事項

1-1 促進計画策定の背景と目的

- 1-1-1 脱炭素社会の必要性・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-1-2 国際的な動向・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-1-3 脱炭素社会の実現に向けた我が国の動向・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-1-4 脱炭素社会の実現に向けた東京都の動向・・・・・・・・・・・・・ 4
- 1-1-5 脱炭素社会の実現に向けた葛飾区の動向・・・・・・・・・・・・・ 5
- 1-1-6 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定・・・・・ 6

1-2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置・・・・・・・・・・・・・ 7

第 2 章 促進計画に定める事項

2-1 促進区域の指定等

- 2-1-1 促進区域の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2-1-3 葛飾区における促進区域の範囲・・・・・・・・・・・・・ 13

2-2 再エネ利用設備の種類

- 2-2-1 改正建築物省エネ法規則における再エネ利用設備の定義 14
- 2-2-2 再エネ利用設備設定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2-2-3 葛飾区促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類・・・・・・・・・・・・・ 15

2-3 建築士から建築主への説明義務制度

- 2-3-1 説明義務制度の概要・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2-3-2 説明義務制度の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・ 17

2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について 建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項

- 2-4-1 特例許可制度の概要・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2-4-2 特例許可制度の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2-4-3 葛飾区促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件・・・・・・ 20

2-5 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項

- 2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え・・・・・・ 25
- 2-5-2 葛飾区における設置促進策・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2-5-3 東京都と連携した設置促進策・・・・・・・・・・・・・ 25

2-6 建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 2-6-1 啓発及び知識の普及に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・26
- 2-6-2 再エネ利用設備の啓発・普及促進策・・・・・・・・・・26
- 2-6-3 東京都と連携した啓発・普及促進策・・・・・・・・・・26

※本計画の条番号について

本計画に記載している「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の条番号については、令和7年4月1日に施行する条番号（新番号）を明記しているため、令和6年4月1日施行の条番号（現行番号）との対照表を以下に示す。

内 容	新番号 (令和7年4月1日施行)	現行番号 (令和6年4月1日施行)
建築物再生可能エネルギー利用促進区域	第60条	第67条の2
建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援	第61条	第67条の3
建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力	第62条	第67条の4
建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明	第63条	第67条の5
建築基準法の特例	第64条	第67条の6

※ 葛飾区は、令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」による改正後の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「改正建築物省エネ法」という。）」第60条の規定に基づき、「葛飾区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」（以下「促進計画」という。）を定める。

第1章 促進計画策定に関する基本的事項

1-1 促進計画策定の背景と目的

1-1-1 脱炭素社会の必要性

(1) 気候変動の深刻化

2021年8月の世界気象機関(WMO)の報告によると、直近50年間で気候変動による災害の数は5倍に増加している。世界各国では、熱波、山火事、洪水、台風及び豪雨などの記録的な自然災害が毎年のように発生しており、気候変動の影響は人々の生活にも及んでいるとされている。

日本では過去100年間の平均気温が1.2℃上昇し、今世紀末には更に最大で3.4℃～5.4℃上昇すると予測されている。気候変動による影響はすでに生じており、今後ますます広範囲に渡って影響が及ぶことが懸念されている。

これに対応するため、現在、世界中で気候変動対策が行われているが、世界共通の目標である2050年までに脱炭素化を実現するためには、取組の更なる加速化が必要である。

(2) エネルギー危機

我が国はエネルギーの大半を海外からの化石燃料に依存しており、エネルギー安全保障上極めて脆弱であることが、今般の国際情勢から改めて明らかになった。将来の国際情勢を考慮すると、エネルギー危機の影響は長期化する可能性が懸念されている。

加えて、地震等の自然災害による大規模な発電所の一時的な停止等が、電力供給に影響を及ぼす事態が発生している。このような状況下で市民の生命と財産を守り抜くことが都市の責務であり、強固なレジリエンスを備えることが非常に重要である。

この問題に対処するためには、省エネルギー（以下「省エネ」という。）の徹底と再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入の拡大により、化石燃料への依存から脱却する必要がある。

また、脱炭素化とエネルギー安全保障の確保を一体的に実現するために、抜本的な施策の強化と徹底が求められている。

1-1-2 国際的な動向

2015年12月の国際気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、日本も2016年11月にパリ協定を批准した。パリ協定は2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであり、先進国や開発途上国の区別なく全ての国が、温

室効果ガスの削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みである。

産業革命後の地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に「人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成すること（＝カーボンニュートラル）」を目指している。

また、2023年12月に開催されたCOP28のグローバル・ストックテイク決定文書には、再エネ発電容量を世界全体で3倍、エネルギー効率改善率を世界平均で2倍に向けた取り組みやエネルギーシステムにおける化石燃料からの移行などが盛り込まれた。

1－1－3 脱炭素社会の実現に向けた我が国の動向

（1）脱炭素社会の実現に向けた道筋

我が国では、2020年10月の臨時国会にて、菅義偉内閣総理大臣（当時）が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。

また、2021年4月には、2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）の目標値を設定し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明した。

その後、2021年10月22日には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示された。

この目標の実現に向けては、国内のエネルギー消費量の約3割、エネルギー起源CO2排出量の約3分の1を占める建築物分野においても、省エネルギーの徹底を図ることが必要であり、2030年度の建築物のエネルギー消費量を2013年度と比較して原油換算で約889万kl削減する必要があるとされている。

そのため「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、（後略）」との具体的な目標を掲げ、これらを達成するために、建築物の省エネ性能の更なる向上を図ることを求めている。

（2）建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の省エネ対策の徹底、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の導入、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じて、脱炭素社会の実現に寄与することが重要である。

このような背景のもと、令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資する

ための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」による改正建築物省エネ法において、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（以下「本制度」という。）」が新たに定められた。

再エネ利用設備の効率性は、その建築物が立地する地域の気候条件や周辺の地形・土地利用等の条件に大きく影響を受けることから、本制度は地域の実情を踏まえた再エネ利用設備の導入を促進することを目的としている。

促進計画を定めることで、促進計画で定める「建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）」内において、再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講じることが可能となる。

なお、改正建築物省エネ法上、促進計画の策定は市町村が行うこととされ、特別区である葛飾区もこれに含まれる。

また、本制度による促進計画策定等に当たっては、その手順等を解説する「建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン（第1版）」（令和5年9月国土交通省。以下「ガイドライン」という。）が公表されている。

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要(R6.4施行) 国土交通省



図1 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

〔出典〕国土交通省ホームページ

1-1-4 脱炭素社会の実現に向けた東京都の動向

(1) 東京都における建築物の脱炭素化の必要性

気候変動の深刻化とエネルギー危機の長期化等により、都民の生活や事業活動に大きな影響が出る可能性があり、脱炭素化とエネルギー安全保障の確保の一体的実現が必要である。

そのため、エネルギーの大消費地である東京都の責務として、経済、健康及びレジリエンスの確保に向け、脱炭素社会の基盤を早急に確立することが急務であり、建築物の省エネ化と再エネ利用促進により、持続可能なエネルギー供給を実現することが重要であるとしている。

特に、都内には多くの建築物があり、屋根があることから、これを最大限活用して再エネ利用設備の導入を促進することが期待できる。

これらの取組により、気候変動対策を加速度的に推進することで、よりレジリエントで豊かな住みよい都市東京の実現を目指している。

(2) 東京都における建築物の脱炭素化の取組

東京都は、令和3年3月に公表した「未来の東京」戦略及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、2050年のゼロエミッション東京の実現や2030年のカーボンハーフ達成を目標に掲げている。この目標の実現には、あらゆる分野において脱炭素行動を加速させることが必要であり、特に都内CO₂排出量の約7割を占める建築物のエネルギー消費性能の向上のための対策が重要であるとしている。

また、令和4年9月に策定した「環境基本計画」では、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示している。

その上で、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）により、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的とした「建築物環境計画書制度」等の複数の取組を通じて、建築物の脱炭素化に取り組んでいる。

令和4年12月に改正された環境確保条例では、延べ床面積2,000㎡未満の中小規模新築建築物を対象とする「建築物環境報告書制度」を創設し、中小規模新築建築物を年間で一定規模以上供給する事業者に対して、再エネ利用設備の設置等が義務化される（令和7年4月施行）。

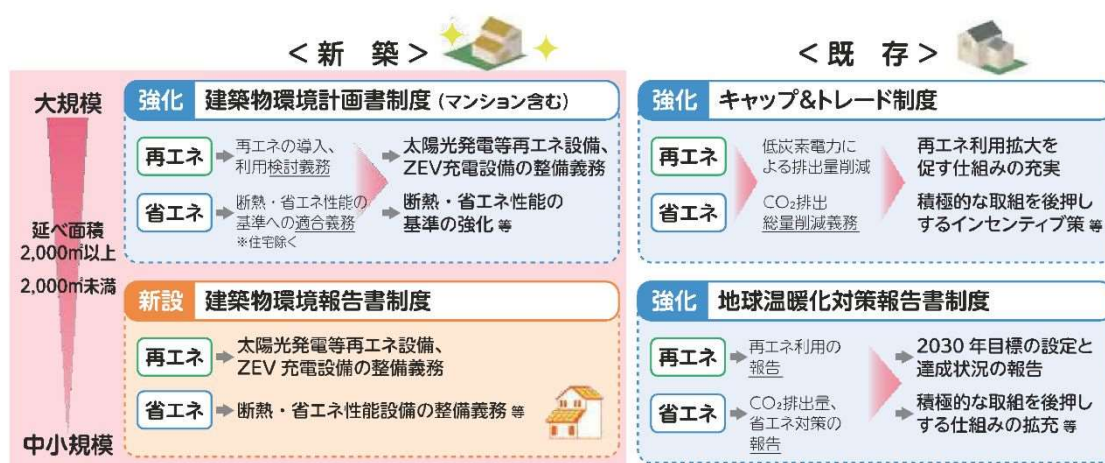


図2 建築物環境報告書制度の新設等、建築物等に関する制度強化の概要

〔出典〕東京都環境局「CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL～未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京へ～（2023年9月）」

併せて、改正建築物省エネ法で本制度が創設されたことから、都内での本制度の活用による再エネ利用設備の設置の一層の促進を目的に、「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を作成し、公表した。区市町村は、これを基に地域の実情に合わせて促進計画を検討することで、早期の計画策定が可能となる。

1-1-5 脱炭素社会の実現に向けた葛飾区の動向

（1）葛飾区における脱炭素化について

葛飾区は、2020年2月に都内基礎自治体で初めて2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロエミッションかつしか」を宣言した。

2022年3月には葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した第3次葛飾区環境基本計画を策定し、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの排出量を50%削減するカーボンハーフを中期目標として掲げている。

これらの目標達成には、エネルギー消費量の削減を着実に推進するとともに、再生可能エネルギーの最大限活用が重要であるとしている。

また、脱炭素の取組については地域のあらゆる主体が携わり、進めていくことが求められる。

そのため、様々な主体と連携・協働しながら脱炭素の取組を推進することにより「ゼロエミッションかつしか」の実現を目指している。

（2）葛飾区における再生可能エネルギー導入に関する取組について

ア 葛飾区再生可能エネルギー導入戦略の策定

2050年のゼロエミッション及び2030年のカーボンハーフを見据え、再生可能

エネルギーの導入を一層推進するため、2023 年 3 月に「葛飾区再生可能エネルギー導入戦略」を策定した。

本戦略では、本区域内における再生可能エネルギーの導入目標を設定するとともに、脱炭素の取組を通じて地域課題の解決に資する将来ビジョンとして「地域経済の発展」、「健康で快適な暮らし」、「安全・安心なまちづくり」を掲げた。

脱炭素の取組と同時に地域課題の解決に取り組むことで区域内の脱炭素化の普及を強く促進することが期待できる。

本目標の実現に向け、これまで以上に区民や事業者と連携・協働し、再生可能エネルギーの導入推進を図ることとしている。

イ 葛飾区の率先行動の強化

葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、葛飾区の率先行動として新築・改築の際に太陽光発電設備の設置を進めている。

新築・改築に加え既存施設への太陽光発電設備の設置を進めるため、2024 年 1 月に「葛飾区公共施設における太陽光発電設備等導入可能性調査」を実施した。

本調査結果を踏まえ、効率的・効果的に太陽光発電設備の整備を進めることとしている。

1－1－6 葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定

令和 4 年 6 月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）」による改正建築物省エネ法に基づき、また都内にある多くの建築物を最大限活用して再エネ利用設備の導入促進するために、東京都では、令和 5 年 12 月に「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を策定した。

これを受け、葛飾区においても、建築物の再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講じることで、ゼロエミッションの実現に資するために、改正建築物省エネ法第 60 条の規定に基づき、促進区域を指定し、促進計画を定める。

1-2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置

促進計画に、促進区域の位置及び区域、設置を促進する再エネ利用設備の種類並びに再エネ利用設備を設ける場合の特例適用要件に関する事項等を定めることで、当該区域において、建築士による説明義務制度や形態規制の合理化のための特例許可等の様々な措置が適用される。

表 1 改正建築物省エネ法と促進区域内で適用される措置

改正建築物省エネ法の条番号	促進区域内で適用される措置
第 61 条	自治体の努力義務（建築主への支援）
第 62 条	建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）
第 63 条	再エネ利用設備に係る建築士による説明義務
第 64 条	建築基準法の特例許可

本制度では、建築物への再エネ利用設備の設置に関して、自治体の努力義務（改正建築物省エネ法第 61 条）、建築主に対する努力義務（同法第 62 条）及び建築士による説明義務（同法第 63 条）が併せて規定される。

（１）自治体の努力義務（建築主等への支援）

改正建築物省エネ法第 61 条の規定では、計画作成区市町村は、建築主や建築士がこれらの義務を適切に履行することができるよう、促進区域内の建築物の建築主等に対して、情報提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないとされている。

（２）建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

改正建築物省エネ法第 62 条の規定では、促進区域内において建築物の建築又は修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）を行おうとする建築主は、再エネ利用設備を設置するよう努めなければならないとされている。

（３）建築士から建築主への説明義務

改正建築物省エネ法第 63 条の規定では、建築士は、促進区域内において区市町村が条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「改正建築物省エネ法規則」という。）で定める事項を、建築主に対して説明しなければならないとされている。

(4) 特例許可制度

本制度における特例許可制度では、再エネ利用設備の設置により、容積率制限、建蔽率制限又は高さ制限を超える場合があっても、許可を受けることにより特例的にその制限を超えることが可能となる。

改正建築物省エネ法第 64 条の規定では、特定行政庁は、促進区域内の建築物について、区市町村が促進計画に定めた特例適用要件を満たしていることが確認できるときは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の特例の対象となり許可することができるとされている。ただし、市街地の環境を害するおそれがある場合などは、その限りでない。

<容積率関係（建築基準法第 52 条）>

○ 建築物の密度を規制することにより、都市のインフラ負荷とのバランスを保つことを目的としている。

<容積率の算定方法>

$$\text{容積率 (\%)} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

<容積率のイメージ>

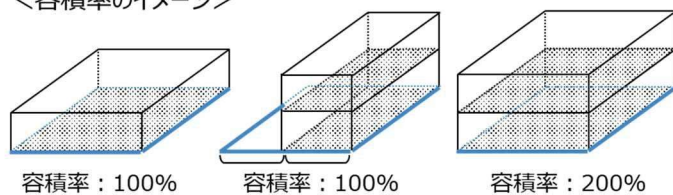


図 3 容積率制限のイメージ

<建蔽率関係（建築基準法第 53 条）>

○ 敷地内に一定の空地を確保し、いわゆる建て詰まりを防止し、建築物の採光、通風等を確保するとともに、良好な市街地環境の確保を図ろうとするもの。

<建蔽率の算定方法>

$$\text{建蔽率 (\%)} = \frac{\text{建築面積 (建て坪)}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

<建蔽率のイメージ>

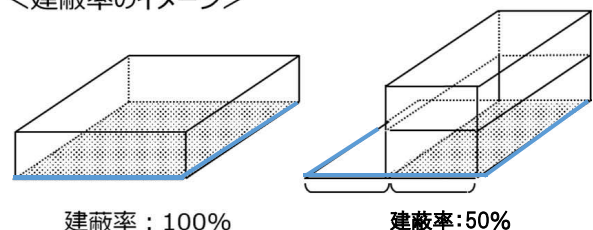


図 4 建蔽率制限のイメージ

<高さ制限関係（建築基準法第55条・第58条）>

- 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、都市計画において10m又は12mの高さ制限を定める。

<絶対高さ制限の適用イメージ（第55条）>

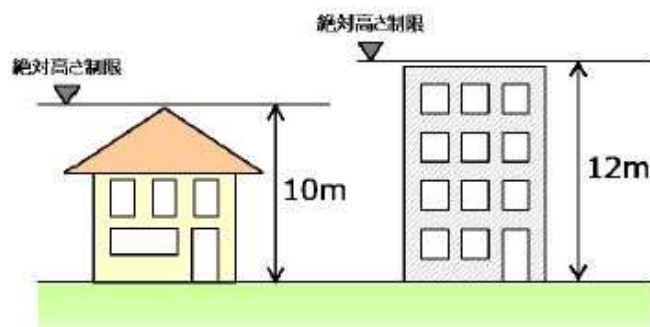


図5 第一種低層住居専用地域等における高さ（絶対高さ）制限のイメージ

- 用途地域内において、特に良好な市街地の環境を維持することが必要な場合等には、都市計画に高度地区を定め、高さ制限を行うことができる。

<高度地区の指定イメージ（第58条）>

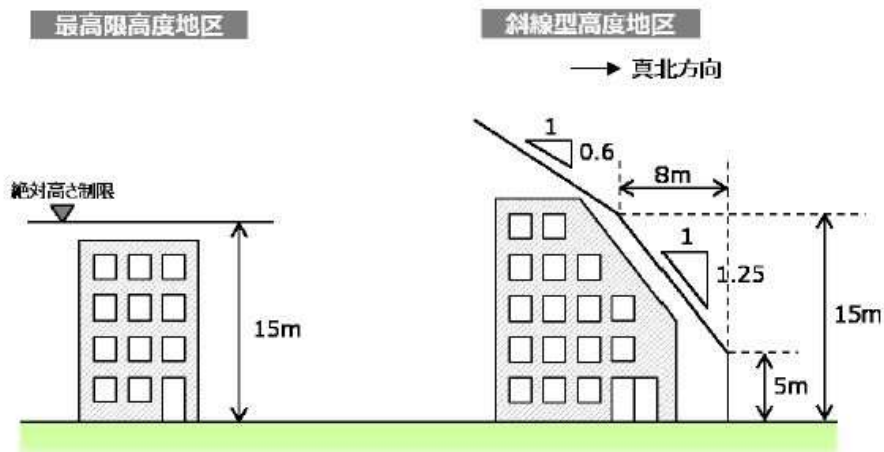


図6 高度地区による高さ制限のイメージ

〔出典〕促進計画の作成ガイドライン（国土交通省）

第2章 促進計画に定める事項

2-1 促進区域の指定等

2-1-1 促進区域の基本的な考え方

促進区域を設定するためには、その区域内での活用が見込まれる再エネ利用設備について、ポテンシャルがあることを確認する必要がある。そのため、再エネ利用設備の種類については2-2で定めるものの、葛飾区で広く活用することが見込まれる太陽光発電設備と太陽熱利用設備について、そのポテンシャルを確認する。

また、葛飾区内には特例許可のメリットが想定しにくい地域も考えられるが、このような地域でも説明義務制度の活用などを通じて再エネ利用設備の設置促進を図ることが望ましいため、促進区域に含めて考える。

2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備

(1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備は、太陽の光を利用して電力を生成するシステムである。太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ及びケーブルから構成され、これらを分電盤につないで発電電力を供給する。

太陽エネルギーは半永久的に使用し続けることができ、太陽光発電設備は利用時にCO₂をほとんど排出しないという特長を持っているため、環境への負荷を軽減しながら、持続可能なエネルギーの供給を実現することができる。

併せて、再生可能エネルギーの有効活用に資する設備として、停電時の家庭の電力利用及び再生可能エネルギーの余剰が発生している時間帯の電気自動車等への充電等についても、太陽光発電設備の利用を検討することが望ましい。

環境省では、各自治体における様々な再エネのポテンシャルなどを「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」にて公開している。

これによれば、葛飾区で見込める太陽光発電ポテンシャルにおける既設置容量の割合は約3.8%であり、葛飾区全域で再エネ利用設備設置促進の可能性があるとと言える。

〔ポテンシャルの考え方〕

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」では、建築物を公共系と住宅等に区分して設置可能面積を算出している。公共系建築物は用途別に、それ以外の建築物は500mメッシュごとに用途別で、それぞれ算出した太陽光発電設備の設置可能面積に、設置容量原単位（kW/m²）を乗じて導入ポテンシャルを算出している。

導入ポテンシャル

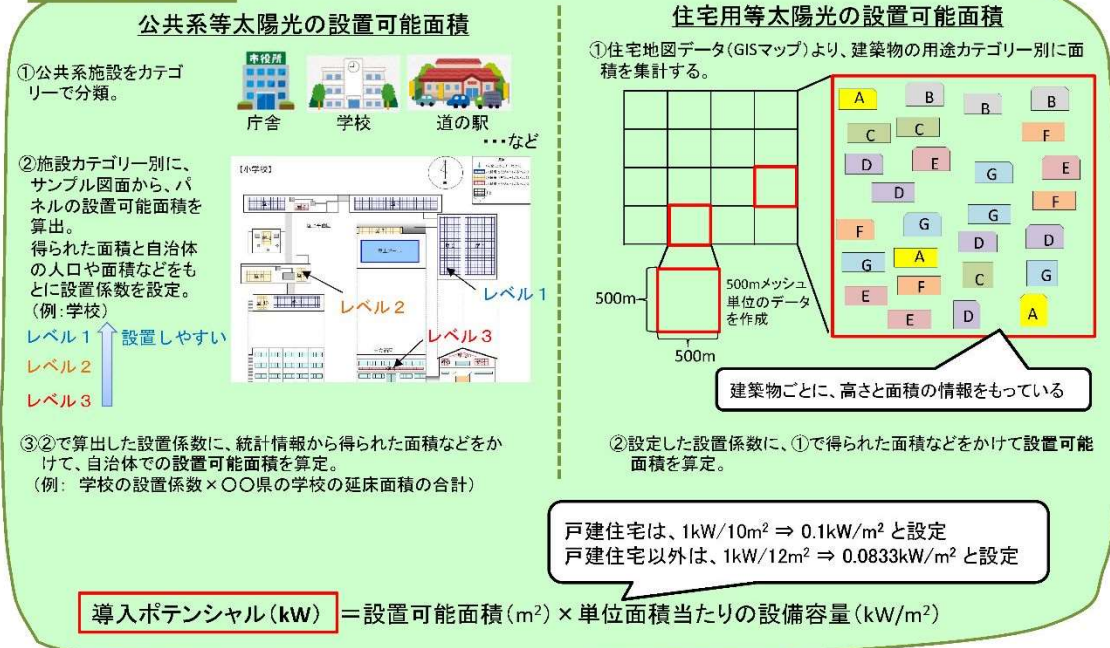


図7 REPOSにおける太陽光導入ポテンシャルの算定方法

〔出典〕環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」(令和2年3月)

また、経済産業省の「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法」に係る情報公表用ウェブサイトでは、固定価格買取制度(FIT)で認定された設備導入量が公表されており、これを基に太陽光発電の既設置容量を把握することが可能である(なお、今後は太陽光発電を中心にFITに基づかない発電設備が増えてくると考えられることから、導入量を把握する方法は国において今後の検討課題としている。)

この太陽光発電導入ポテンシャルから既設置容量を差し引いたものを設置可能ポテンシャルと捉え、葛飾区では571,641kWのポテンシャルを有していると考えられる。

表2 葛飾区の太陽光発電設備設置可能ポテンシャル(単位: kW)

太陽光ポテンシャル量 (A)	既設置容量 (B)	設置可能ポテンシャル (A-B)
594,054	22,413	571,641

(2) 太陽熱利用設備

太陽熱利用設備は、屋根や屋上に集熱器を設置し、水や空気を温め、その熱エネルギーを活用する再エネ利用設備である。太陽光発電設備と同様に太陽をエネルギー源としており、広く葛飾区での活用が見込まれる。

東京都における家庭部門のエネルギー消費量は、給湯用及び暖房用の熱の需要がおよそ半分を占めている。また、太陽光から熱へのエネルギー変換効率は45～60%

程度とされ、比較的小さな面積でも集熱器が設置可能なため、太陽光発電設備と併用することも効果的と考えられる。

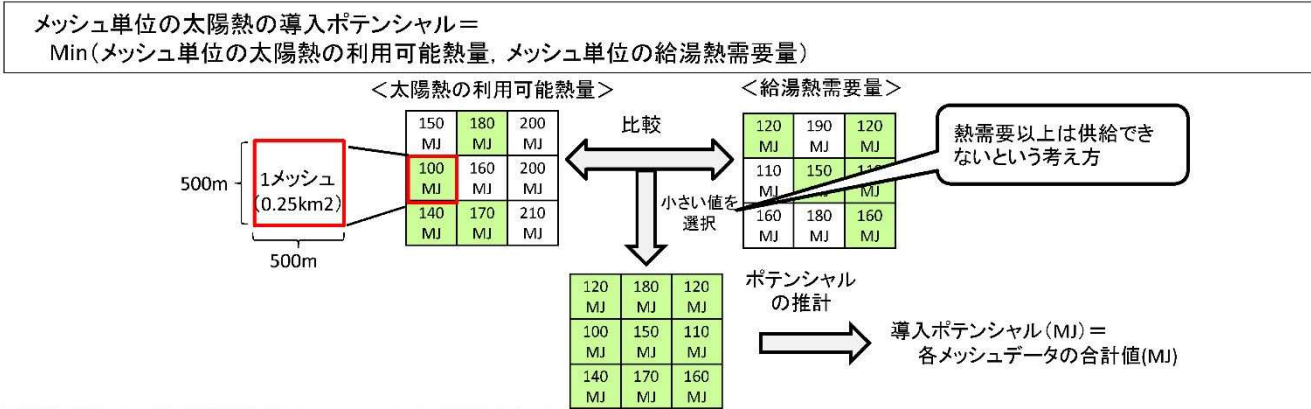
太陽熱利用設備の導入ポテンシャルについて、太陽光と同様に REPOS の推計によれば、葛飾区では、800,000 G J /年のポテンシャルを有していると考えられる。

表 3 葛飾区の太陽熱利用設備ポテンシャル（単位：GJ/年）

太陽熱ポテンシャル量
800,000

〔ポテンシャルの考え方〕

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」では、500m メッシュごとに太陽熱の利用可能熱量（MJ）及び熱需要（MJ）をそれぞれ算出した上で、熱需要以上は供給できないという考えのもと、双方の小さい値を当該メッシュのポテンシャルとして算出している。



太陽熱利用の設置係数は表3-25のとおり設定した。

表3-25 太陽熱利用の設置係数				
レイヤ区分	設置係数の対象	設置係数		
		レベル1	レベル2	レベル3
余暇・レジャー	建築面積	0.34	0.78	0.89
		0.08	0.51	0.58
宿泊施設	延床面積	Min(2㎡/戸、中規模共同住宅レベル3)		
中規模共同住宅※		Min(4㎡/戸、戸建住宅レベル3)		
戸建住宅等	建築面積			

太陽熱の利用可能熱量は下式により推計した。

$$\text{太陽熱の利用可能熱量(利用可能熱量: MJ/年)} = \text{設置可能面積(㎡)} \times \text{平均日射量(kWh/㎡/日: 都道府県別)} \times \text{換算係数} 3.6 \text{ MJ/kWh} \times \text{集熱効率} 0.4 \times 365 \text{ 日}$$

※H24～25報告書参照

図 8 REPOS における太陽熱導入ポテンシャルの算定方法

〔出典〕 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（令和 2 年 3 月）

2－1－3 葛飾区における促進区域の範囲

葛飾区では、葛飾区全域を促進区域として定める。ただし、再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等の規制に十分に留意する必要がある。

なお、都市計画法に基づく「地区計画」及び「風致地区」の区域においては、都市計画の計画書に定められている規定を優先する。

2-2 再エネ利用設備の種類

2-2-1 改正建築物省エネ法規則における再エネ利用設備の定義

本制度が対象とする再エネ利用設備とは、改正建築物省エネ法第 60 条第 1 項において、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるもの」とされている。

同法の規定に基づき、本制度施行後の改正建築物省エネ法規則において、表 4 のとおり、再エネ利用設備を定めている。具体的には、太陽光発電設備・太陽熱利用設備・バイオマス熱利用設備・地中熱利用設備等が該当する。

また、いずれも建築物に設置する再エネ利用設備が対象であり、いわゆる野立ての太陽光発電設備などは含まない。

表 4 改正建築物省エネ法規則に定める再エネ利用設備

次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光
	風力
	水力
	地熱
	バイオマス
次に掲げる再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	地熱
	太陽熱
	雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）
	バイオマス

2-2-2 再エネ利用設備設定の基本的な考え方

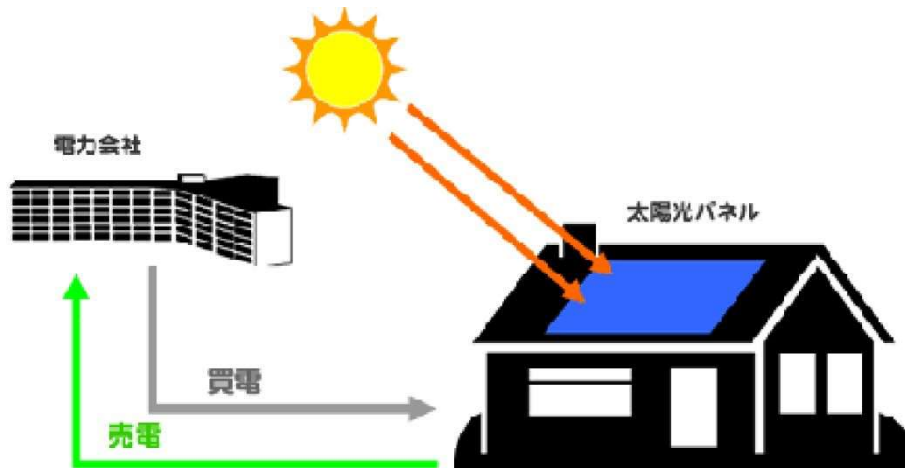
葛飾区における本制度で対象とする再エネ利用設備の種類は、葛飾区内で一定のポテンシャルが見込めること、本制度の特例許可制度により屋上及びカーポート等への設置促進が見込まれること、東京都の建築物環境報告書制度の対象事業者には設置の義務化がなされることなどを鑑み、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備とする。

2-2-3 葛飾区促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類

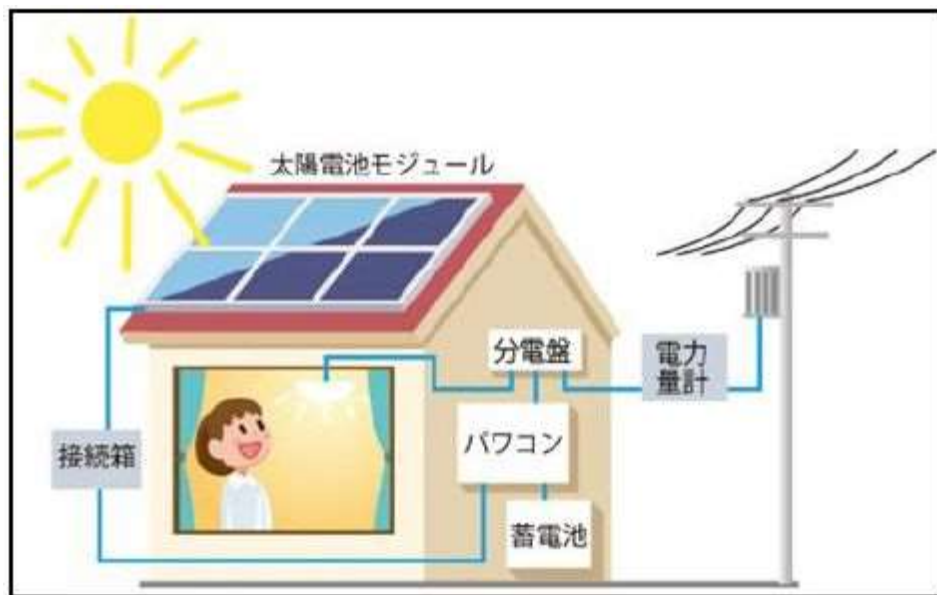
葛飾区では、広く利用が見込まれる以下の種類の再エネ利用設備を、促進区域内において建築物への設置を促進するものとして定める。

- ・ 太陽光発電設備

再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備



〔出典〕 東京都環境局ホームページ



〔出典〕 促進計画の作成ガイドライン（国土交通省）

- 太陽熱利用設備
再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備



〔出典〕資源エネルギー庁 HP「あったかエコ太陽熱」

	太陽熱利用	太陽光発電
エネルギー効率	熱へのエネルギー変換効率は45～60%程度 	電気へのエネルギー変換効率は15～20%程度
設置面積	集熱器の設置面積は、4～6 m ² 程度 	太陽光発電パネルの設置面積(4kW)は、24～30 m ² 程度
用途	給湯や暖房などの熱に利用 	家電製品等を利用

図9 太陽光発電設備と太陽熱利用設備の比較

〔出典〕東京都環境局ホームページ

2-3 建築士から建築主への説明義務制度

葛飾区では、本制度による説明義務制度を適切に履行することで、再エネ利用設備のより一層の促進を図る。

また、本制度の説明義務制度の効力を生じさせるために必要な条例の制定も合わせて行う。

2-3-1 説明義務制度の概要

改正建築物省エネ法第 63 条第 1 項の規定に基づき、促進区域内において区市町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた建築士は、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、改正建築物省エネ法規則で定める事項を、着工前に書面を交付して、建築主に対して説明しなければならないとされている。

また、同条第 3 項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、電磁的方法により提供することが認められている。

改正建築物省エネ法規則で定める説明事項は、設計に係る建築物に設置することができる再エネ利用設備の種類及び規模とされている。この説明事項に加え、設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進が期待できる。

なお、本制度による説明義務は、同条第 2 項に基づき、建築主から建築士による説明を要しない旨の意思表示があった場合には、当該説明は不要とされている。この意思表示は、改正建築物省エネ法規則第 80 条の 5 に基づき、建築主から建築士に対し、必要事項を記載した書面を提出することによって行うこととされている。

2-3-2 説明義務制度の基本的な考え方

(1) 説明義務制度の意義

本制度の説明義務は、建築士が建築主に対して着工前に説明することに特徴がある。建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）により、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行うことが定められている。

公益性と技術力を持つ有資格者である建築士が建築主へ説明することで、建築物への再エネ利用設備の設置を効果的に促進することが期待できる。

(2) 説明の実施

本制度による説明義務の実施に当たっては、葛飾区で作成したリーフレット、ガイドラインで公表している参考様式等を活用することができる。

また、資料作成や説明にあたり、当該建築物の設備の設計に関与する建築設備士

等へ、建築士から協力を求めることが推奨される。

(3) 他の説明義務制度との一体的な実施

改正建築物省エネ法第6条第3項では、建築士から建築主への建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について、説明の努力義務制度(令和7年4月施行)が位置付けられている。本制度の説明義務は、これと共通する考え方から、建築士が再エネ利用設備について説明するものであり、実際の運用に当たっては双方の説明を一体的に実施することが想定される。

また、東京都は、令和7年4月より施行する建築物環境報告書制度において、対象となる建物供給事業者に対し、住まい手等への新築建築物の環境性能を説明することを義務付ける。建築物環境報告書制度の対象となる建物供給事業者は、注文住宅の施主等^{※1}及び建売分譲住宅の購入者等^{※2}に対して、契約を行う前までに断熱・省エネ、再エネ等の環境性能に関する説明を行わなければならない。

注文住宅の施主等は、建物供給事業者からの説明を聞いた上で、建築物の環境配慮について必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努め、また、建売分譲住宅の購入者等は、建物供給事業者からの説明を聞き、建築物の環境配慮について理解を深め、環境への負荷低減に努めることとしている。

特に建築物環境報告書制度の対象となる注文住宅等の場合は、建築士と建物供給事業者により、本制度と建築物環境報告書制度の双方の制度説明がなされることで、説明内容が建築物の環境性能に係る幅広いものとなり、建築主のより深い理解が期待できる。

※1 注文住宅の施主及び賃貸住宅のオーナー

※2 建売分譲住宅の購入者及び賃貸住宅の賃借人

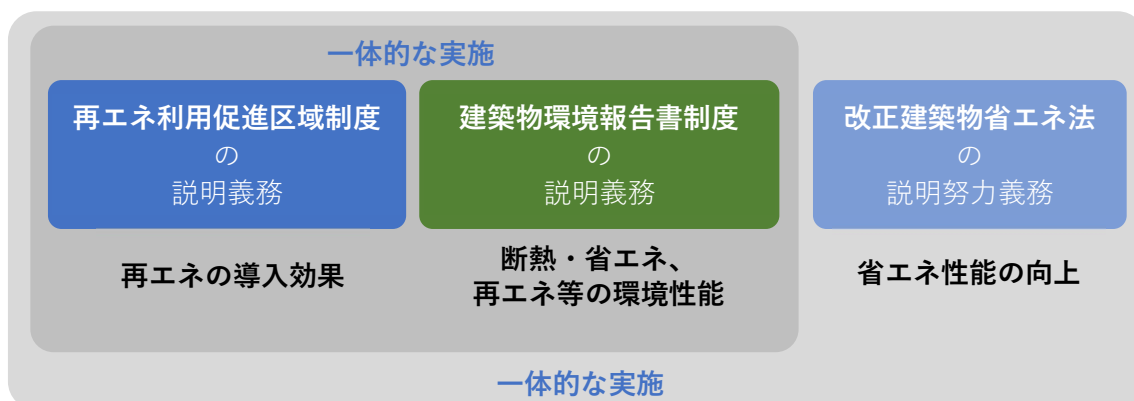


図 10 建築物環境報告書制度の対象となる注文住宅等における説明

2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項

2-4-1 特例許可制度の概要

促進区域では、促進計画に定められた特例適用要件に適合する建築物に対して、建築基準法における容積率制限、建蔽率制限及び高さ制限に係る特定行政庁の特例許可を受けることが可能となる。

これにより、容積率や建蔽率の制限を超える場合や高さ制限を超える場合であっても、特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光パネル等の再エネ利用設備の設置が可能となる。

なお、再エネ利用設備の設置に係る必要最小限の工事であることが条件である。

2-4-2 特例許可制度の基本的な考え方

ガイドラインによると、特例許可に当たっては、葛飾区内の建築物を網羅的に捉えた上で、下表のとおり、各制限の目的に応じた観点で、市街地環境への影響が軽減されていることが必要となり、そのための適用要件（特例適用要件）を、促進計画に定める必要があるとされている。この他、再エネ利用設備の設置に関する区市町村の方針を踏まえた要件を必要に応じて付加することができるとされている。

表5 各制限の目的に応じた許可の観点

容積率 (建築基準法第52条)	特定行政庁が <u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの
建蔽率 (建築基準法第53条)	特定行政庁が <u>安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの
絶対高さ [※] (建築基準法第55条)	特定行政庁が <u>低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの
高度地区 (建築基準法第58条)	特定行政庁が <u>市街地の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの

※ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
〔出典〕促進計画の作成ガイドライン（国土交通省）

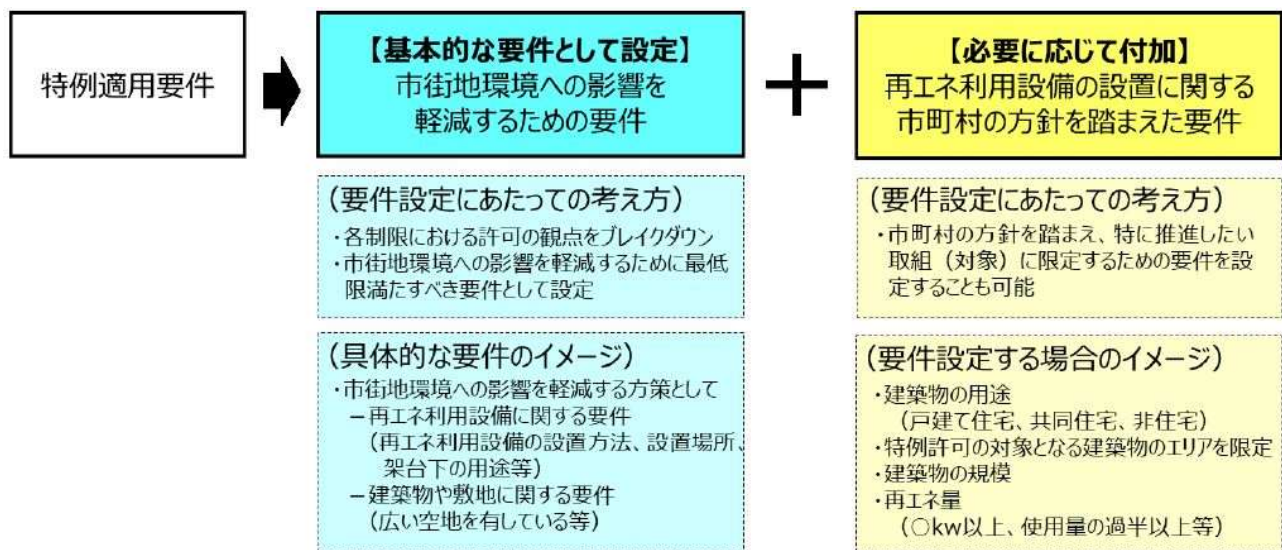


図 11 特例適用要件のイメージ

〔出典〕促進計画の作成ガイドライン（国土交通省）

2-4-3 葛飾区促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件

葛飾区では、市街地環境への影響を軽減するため、建築基準法の特例許可を受けるための特例適用要件を以下のとおり定める。許可の申請に当たっては、この要件に十分配慮して設計を行うとともに、具体的な考え方などについて、事前に特定行政庁へ相談するものとする。

なお、都市計画法に基づく「地区計画」及び「風致地区」で定められている制限については、特例許可の対象外とする。

(1) ソーラーカーポート等を設置する場合の共通の考え方

再エネ利用設備の設置に当たっては、カーポートなど、太陽光パネルや太陽熱利用設備を設置する架台の下を自動車車庫等に利用することが想定される。その場合、高い開放性を有しない構造の建築物が設置されると、衛生上（通風・採光・日照）、市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は、架台下の用途が「自動車車庫」又は「通常であれば屋外的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと
- ソーラーカーポート等を設置する場合、国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること

- ・ソーラーカーポート等
柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの
- ・通常であれば屋外的な用途
人が立ち入る空間として床面積が発生する半屋外的な空間
(例：長い庇の下にベンチを設置した休憩所等)

(2) 建築基準法第 52 条（容積率制限）に対する許可

ソーラーカーポート等を建築物の屋上若しくは陸屋根又は地上に設置する際は、基本的には建築物として床面積に算入されるため、その設置により建築基準法第 52 条に定める容積率制限を超えることが考えられる。

また、太陽熱利用設備においては、その規模により蓄熱槽など大型の設備を建築物内に設置する場合があります、その設置により同様に容積率制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、日影の増大、圧迫感の増大、安全上（通行・避難・消火・救助）必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置するもの、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置するものであること
- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 屋上若しくは陸屋根にソーラーカーポート等を設置する場合、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置する場合、圧迫感が増大しないこと
- 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること

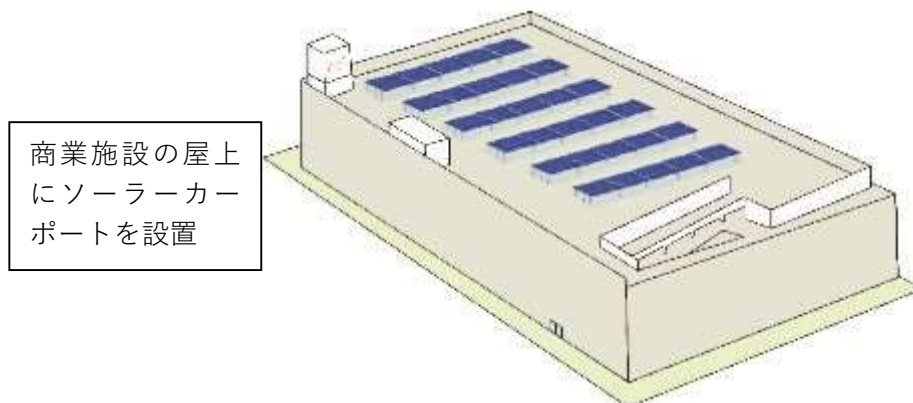


図 12 容積率制限に対する特例許可の活用イメージ

(3) 建築基準法第 53 条（建蔽率制限）に対する許可

ソーラーカーポート等を地上に設置する際は、基本的には建築物として建築面積に算入されるため、その設置により建築基準法第 53 条に定める建蔽率制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、建て詰まりによる延焼のおそれ、安全上（通行・避難・消火・救助）に必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 地上にソーラーカーポート等を設置するものであること
- 敷地内に空地を有すること
- ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること
- 避難上支障ないこと

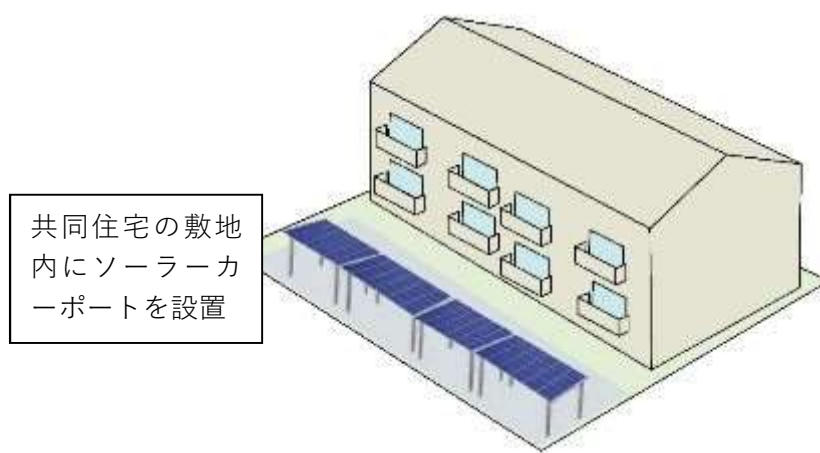


図 13 建蔽率制限に対する特例許可の活用イメージ

（４）建築基準法第 55 条（絶対高さ制限）に対する許可

ソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を、建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は、基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため、その設置により、建築基準法第 55 条に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域で定められる絶対高さ制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、低層住宅地として保護されるべき日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置するものであること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと

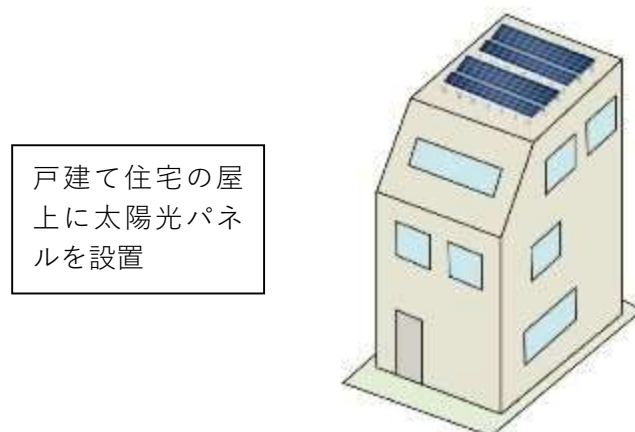


図 14 絶対高さ制限に対する特例許可の活用イメージ

（５）建築基準法第 58 条（高度地区における高さ制限）に対する許可

ソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を、建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は、基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため、その設置により、建築基準法第 58 条に定める高度地区における高さ制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減する必要がある。

また、高度地区は葛飾区が都市計画で定めており、これを指定した際の趣旨に配慮する必要がある。

については、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置するものであること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 高度地区の指定趣旨に配慮していること

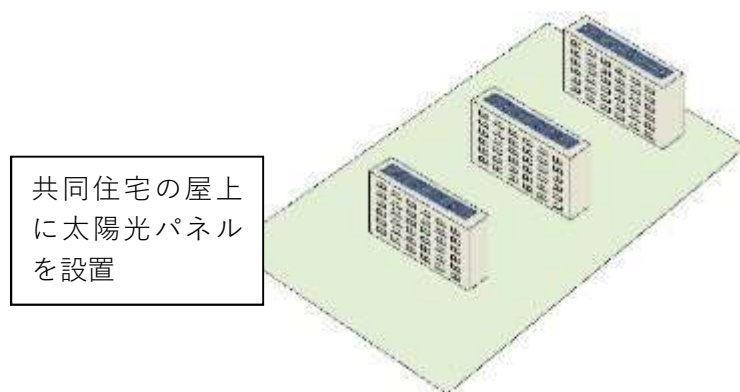


図 15 高度地区における高さ制限に対する特例許可の活用イメージ 1

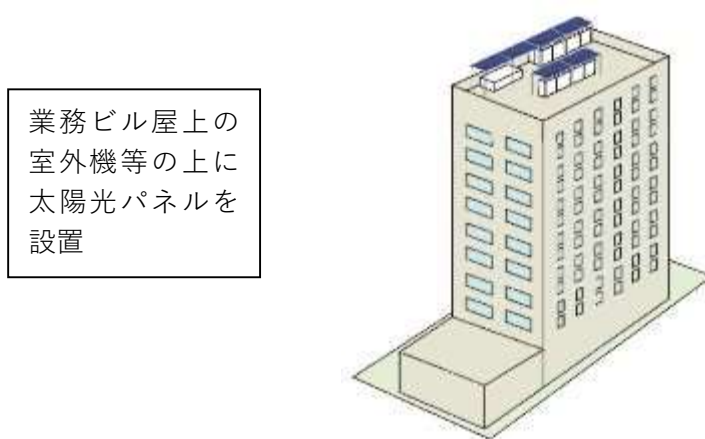


図 16 高度地区における高さ制限に対する特例許可の活用イメージ 2

2-5 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項

2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方

再エネ利用設備の設置促進に向けて、葛飾区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。

2-5-2 葛飾区における設置促進策

葛飾区では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の取組を実施する。

- ・ かつしかエコ助成金

再生可能エネルギーの利用促進や省エネに配慮した設備などを導入する方に対して、その費用の一部を助成している。

※詳細は葛飾区 HP かつしかエコ助成金のページを参照

- ・ 太陽光発電設備の率先導入

区内最大規模の事業者として、環境負荷の低減及び区として区民や区内事業者に率先的な行動を示すことを目的に、公共施設の屋根に太陽光発電設備を導入している。

2-5-3 東京都と連携した設置促進策

東京都では再エネ利用設備導入に対する支援の実施を実施しており、各事業の要件等に適合する場合は、葛飾区の促進区域においても、積極的に活用することができる。

※詳細は葛飾区 HP（再エネ利用促進計画）より東京都 HP を参照

- ・ 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kenchikubutsu/renewable-energy_kuiki.html

- ・ 東京ゼロエミ住宅

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/tokyo_zeroemission_house

2－6 建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項

2－6－1 啓発及び知識の普及に関する基本的な考え方

再エネ利用設備の設置促進に向けて、葛飾区や東京都では、再エネ利用設備に係る啓発・普及促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。

2－6－2 再エネ利用設備の啓発・普及促進策

葛飾区では、再エネ利用設備の啓発・普及促進に向けて、以下の取組を実施する。

- ・ 葛飾区 HP 等を活用して、再エネ利用設備に関する情報提供を行う。
- ・ 建築士事務所や建設業者等へ本制度の周知を図る。
- ・ かつしか環境・緑化フェア
区民の環境保全や気候変動対策に関する意識の向上等を図るために開催しているかつしか環境・緑化フェアの中で、太陽光発電設備の設置や助成制度についての普及啓発を実施
- ・ ペットボトルによる環境学習事業
小学校3～6年生を対象に、太陽光パネルと蓄電池をセットとした再生可能エネルギーの仕組みを楽しく学べる「ペットボトル®」を活用した環境学習教室を開催し、再生可能エネルギー利用の普及啓発を実施

2－6－3 東京都と連携した啓発・普及促進策

東京都では再エネ利用設備導入のメリットや意義の周知等を実施しており、葛飾区の促進区域においても、積極的に活用する。

※詳細は葛飾区 HP（再エネ利用促進計画）より東京都 HP を参照

(案)

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（概要版）

1 主旨

国は、令和6年4月に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）を改正し、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を創設しました。

また、東京都では、都内にある多くの建築物を最大限活用して再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の導入を促進するために、「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針（以下「策定指針」という。）」を策定しました。

これを受け、区においても、ゼロエミッションの実現に資するために、建築物の再エネ利用設備の設置促進につながる措置として、「葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）」を策定します。

2 主な内容

促進計画では、策定指針に基づき以下の項目を定めます。

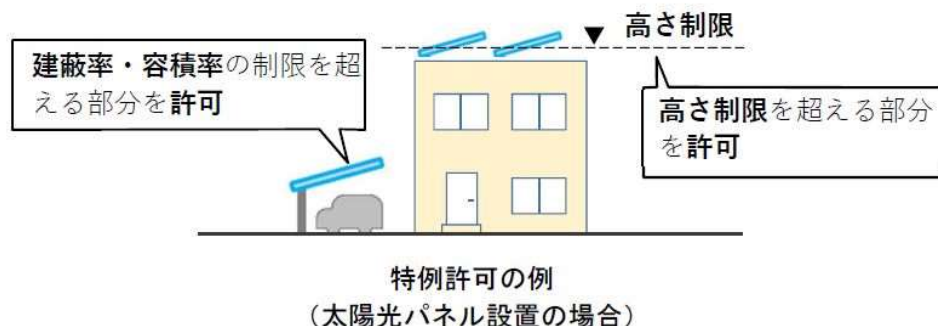
(1) 対象区域の範囲

葛飾区全域

(2) 建築物の規制緩和

建築物に対して、建築基準法における高さ制限等に係る特定行政庁の特例許可を受けることを可能とするための要件を定めます。

これにより、高さ制限等を超える場合であっても、特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光発電設備等の再エネ利用設備の設置が可能となります。



※出典：東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針

ア 再エネ利用設備の種類

- ・太陽光発電設備（太陽光パネル）
- ・太陽熱利用設備

イ 特例許可を受ける項目・主な要件

項目	主な要件
建築基準法第52条 （容積率制限）	・屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置するもの、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置するものであること
建築基準法第53条 （建蔽率制限）	・敷地内に空地を有すること ・ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること ・避難上支障ないこと
建築基準法第55条 （絶対高さ制限）	・太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
建築基準法第58条 （高度地区における高さ制限）	・太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと ・高度地区の指定趣旨に配慮していること
【共通事項】 ・ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は、架台下の用途が「自動車車庫」又は「通常であれば屋外的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと	

（３）建築主への説明義務

建築物を設計する建築士が、建築主に対し、設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について説明することを義務付けし、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進を図ります。

また、法第63条第1項の規定では、「条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再エネ利用設備について、書面を交付して説明しなければならない。」とされており、説明義務に効力を生ずるために、建築物の用途と規模について条例で定める必要があることから、計画の策定に合わせて、条例を制定する予定です。

3 策定予定日

令和7年3月

一般庶務報告No. 1
環 境 部
令和7年3月14日

製品プラスチックに係るモデル回収の状況等について

リサイクル清掃課

1 モデル回収概要

(1) 実施地域

青戸、奥戸、亀有、新宿、東金町、東新小岩、東堀切の集合住宅（約2,910世帯）

(2) 実施期間

令和7年2月1日（土）から3月31日（月）まで

(3) 内容

令和7年4月1日から「資源の日」で回収する製品プラスチック（プラスチック製容器包装以外のプラスチック類）の排出状況、資源化处理（選別作業）の運用確認

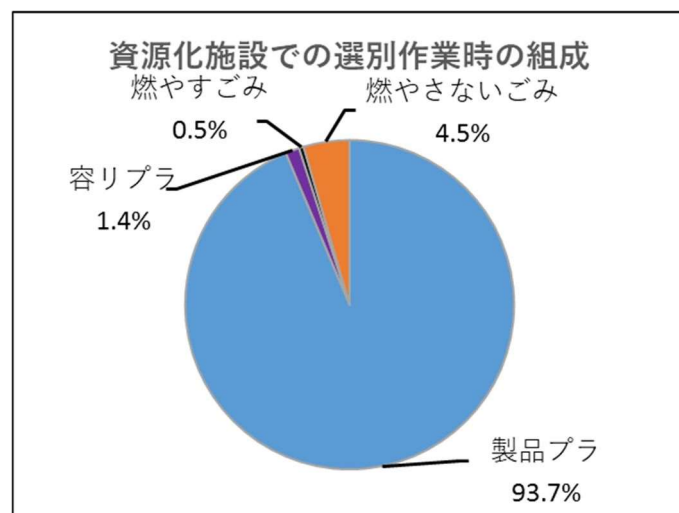
2 排出状況（令和7年2月1日から2月14日まで）

(1) 排出量 110.5kg

（内訳）製品プラスチック103.5kg プラスチック製容器包装1.5kg 燃やすごみ0.5kg 燃やさないごみ5.0kg

(2) 資源化处理について

排出状況は右図のとおり、製品プラスチックの適正分別率は93.7%であり、燃やさないごみ等の混入が見られるが、資源化处理での支障はない。



(3) 課題と対策

モデル回収の2週間の期間において、製品プラスチック以外の混入は極めて少ないが、排出量が想定より少なかった。

そのため、モデル回収対象地域には、回収を開始している旨のチラシを追加配布し、周知を図っている。

3 製品プラスチック分別回収に係る周知状況

4月からの区内全域実施に向け、様々な機会を捉えて区民の方へ製品プラスチック分別回収開始の周知を図ってきた。モデル回収開始以降も資源とごみの収集カレンダーや、広報かつしかを利用したの全区民に対する周知を実施している。詳細は以下のとおり。

(1) 紙媒体による周知

ア 「広報かつしか」12月5日号及び3月5日号に掲載

イ モデル回収を実施する世帯（約2,910世帯）へチラシを配布（開始前後の計2回実施）

ウ ポスター500部を広報掲示板（1/1～1/31）、公共施設（2/1～）へ掲示

エ 「資源とごみの収集カレンダー」の表紙に掲載し全世帯へ配布（2/1～）

オ チラシ約3,200部を町会掲示板用に配布（3/6～）

カ 希望する町会へ回収日一覧を記載したチラシを配布（3/6～）

キ その他、エコライフプラザ通信、ごみスリム（東清掃協力会の会報）、環境学習用教材「エコかつ」に製品プラスチック回収の記事を掲載

(2) インターネット及びラジオ放送による周知

ア 「かつしかエフエム」にてスポットCM及びインフォメーションを放送（12/5～3/31）

イ ホームページ及びSNS（LINE、X、Facebook 1/6及び1/22に投稿）

(3) 説明会等による周知

地域別清掃懇談会、地域別環境問題懇談会、製品プラスチック区民説明会など、対面による説明を実施（合計40回）